

社労働委員会議録 第十号

第四十八回国会
衆議院

昭和四十年三月二十五日(木曜日)
午前十時二十二分開議

出席委員

委員長 松澤 雄藏君

理事

井村 重雄君

理事

齊藤 邦吉君

理事

吉村 吉雄君

理事

亀山 孝一君

理事

小宮山重四郎君

理事

田中 正巳君

理事

地崎宇三郎君

理事

橋本龍太郎君

理事

松山千恵子君

理事

山口喜久一郎君

理事

亘 一郎君

理事

伊藤よし子君

理事

小林 進君

理事

長谷川 保君

理事

八木 一男君

理事

本島百合子君

理事

厚生大臣 神田 博君

出席政府委員

(刑事局長) 事 津田 實君

(法務事務官) 鈴木信次郎君

(人権擁護局長) 鈴木信次郎君

(厚生政務次官) 德永 正利君

(厚生事務官) 梅木 純正君

(大臣房長) 大原 亨君

(厚生技官) 滝井 義高君

(公衆衛生局長) 松平 忠久君

(厚生事務官) 山田 耻目君

(厚生事務官) 谷口善太郎君

(厚生事務官) 小原 亨君

(厚生事務官) 若松 栄一君

(厚生事務官) 熊崎 正夫君

(厚生事務官) 竹下 精紀君

(厚生事務官) 鈴村 信吾君

(厚生事務官) (児童家庭局長) 熊崎 正夫君

(厚生事務官) (医療局長) 鈴村 信吾君

(厚生事務官) (被服局長) 鈴村 信吾君

委員外の出席者
専門員 安中 忠雄君

三月二十五日

委員長 谷川保君辭任につき、その補欠として大原亨君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件
精神衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)
母子保健法案(内閣提出第九六号)

戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)
戦傷病者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案(内閣提出第六七号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

厚生関係の基本施策に関する件(業務行政に関する問題)

精神衛生セントラル

会(第十三条～第十七条)
第四章 精神衛生鑑定医(第十八条・第十九条)
第五章 医療及び保護(第二十条～第五十一条)
附則

第十六条の三 精神衛生診査協議会の委員は、五人とする。
委員は、精神障害者の医療に関する事業に從事する者及び関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。の任期は、二年とする。

第四条第一項中「厚生大臣の承認を得て」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第五条第二項及び第三項を削る。

第七条を次のように改める。

第七条 都道府県は、精神衛生の向上を図るために、精神衛生セントラルを設置することができる。

2 精神衛生セントラルは、精神衛生に関する知識の普及を図り、精神衛生に関する調査研究を行ない、並びに精神衛生に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行なう施設とする。

2 精神衛生診査協議会の運営に際し必要な事項は、条例で定める。

4 委員は、非常勤とする。

第十七条の見出しを「厚生省令又は条例への委任」に改め、同条中「省令」を「厚生省令」に改め、同条に次の二項を加える。

同条中「厚生大臣」を「都道府県知事」に、「その指定」を「その指定期」に改める。

第十二条中「精神衛生相談所」を「精神衛生センター」に改める。

「第三章 精神衛生審議会」を「第三章 精神衛生審議会及び精神衛生診査協議会に改める。

第十三条の見出しを「精神衛生審議会」に改め

4 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第十六条の次に次の二条を加える。

第十四条の見出しを「(委員及び臨時委員)に改め、同条に次の二項を加える。

4 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第十六条の次に次の二条を加える。

精神衛生診査協議会

精神衛生診査協議会

第十六条の二 都道府県知事の諮問に応じ、第三十二条第三項の申請に関する必要な事項を審議させるため、都道府県に精神衛生診査協議会を設置する。

付されている者が精神障害者又はその疑いのある者であることを知ったときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならぬ。

第二十五条の次に次の二条を加える。

(精神衛生診査協議会)

(保護観察所の長の通報)

付されている者が精神障害者又はその疑いのある者であることを知ったときは、すみやかに、

い。

第二十六条の次に次の二条を加える。

(精神病院の管理者の届出)

第二十六条第一項 精神病院(精神病院以外の病院で精神病室が設けられているもの)を含む。以下同じ。)の管理者は、入院中の精神障害者であつて、第二十九条第一項の要件に該当すると認められるものから退院の申出があつたときは、直ちに、その旨を、もよりの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第二十七条第一項中「前四条の規定により申請又は通報」を「前六条の規定による申請、通報又は届出」に改める。

第二十七条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二条を加える。

2 都道府県知事は、入院させなければ精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることが明らかである者については、前六条の規定による申請、通報又は届出がない場合においても、精神衛生鑑定医をして診察を

がなくとも「及び」(精神病院以外の病院に設けられている精神病室を含む。以下同じ。)を削り、同条第三項中「長」を「管理者」に改め、「第一項」の下に「又は次条第一項」を加え、同条第四項中「精神病院法」の下に「(大正八年法律第二十五号)」を加える。

第二十九条の三中「第二十九条」の下に「第一項及び第二十九条の二第一項」を加え、同条を第二十九条の七とする。

第二十九条の二第一項中「前条」を「第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項」に改め、同条を第二十九条の六とする。

第二十九条の次に次の二条を加える。

第二十九条の二 都道府県知事は、前条第一項の要件に該当すると認められる精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要し、前三条の規定による手続をとることができない場合において、精神衛生鑑定医をして診察をさせた結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに

入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれが著しいと認められたときは、その者を前条第一項に規定する精神病院又は指定病院に入院させることができ

る。

2 都道府県知事は、前項の措置をとったときは、すみやかに、その者につき、前条第一項の規定による入院措置をとるかどうかを決定しなければならない。

3 第一項の規定による入院の期間は、四十八時間を超えることができない。

4 第二十七条第四項から第六項までの規定は第一項の規定による診察について、前条第三項の規定は第一項の規定により入院する者の収容について準用する。

第二十九条の三 第二十九条第一項に規定する精神病院又は指定病院の管理者は、前条第一項の規定により入院した者について、都道府県知事から、第二十九条第一項の規定による入院措置をとらない旨の通知を受けたとき、又は前条第三項の期間内に第二十九条第一項の規定による入院措置をとる旨の通知がないときは、直ちに、その者を退院させなければならない。

(入院措置の解除)

第二十九条の四 都道府県知事は、第二十九条第一項の規定により入院した者(以下「措置入院者」という。)が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至ったときは、直ちに、その者を退院させなければならない。

この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その者を収容している精神病院又は

指定病院の管理者の意見を聞くものとする。

第二十九条の五 措置入院者は、都道府県知事は、前項の申請に対し決定をするには、精神衛生診査協議会の意見を聞かなければならない。

第三項の申請があつてから六月を経過したときは、当該申請に基づく費用の負担は、打ち切られるものとする。

6 戦傷病者特別援助法(昭和三十八年法律第六十八号)の規定によつて医療を受けることができる者については、第一項の規定は、適用しない。

第三十二条の次に次の二条を加える。

(費用の請求、審査及び支払)

第三十二条の二 前条第一項の病院若しくは診療所又は薬局は、同項の規定により都道府県が負担する費用を、都道府県に請求するものとする。

第三十二条の三 国は、都道府県が第三十二条第一項及び第二十九条の二第一項」を加える。

(一般患者に対する医療)

第三十二条の四 都道府県は、精神障害の適正な医療を普及するため、精神障害者が健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条规定各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局その他政令で定める病院若しくは診療所又は薬局(その開設者が、診療報酬の請求及び支払に関して次条に規定する方式によらない旨を都道府県知事に申し出たものを除く。)で病院又は診療所へ収容しないで行なわれる精神障害の医療を受けれる場合において、その医療に必要な費用の二分の一を負担することができる。

(費用の支弁及び負担)

第三十二条の三 国は、都道府県が第三十二条第一項の規定により負担する費用を支弁したときは、当該都道府県に対し、政令で定めるところにより、その二分の一を補助する。

(他の法律による医療に関する給付との調整)

第三十二条の四 第三十二条第一項の規定により、その二分の一を負担する精神障害者が、健康保険法、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第一百一十八号)、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第一百三十四号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号)又は私立学校教職員共済組合

してしなければならない。

4 都道府県知事は、前項の申請に対し決定をするには、精神衛生診査協議会の意見を聞かなければならない。

5 第三項の申請があつてから六月を経過したときは、当該申請に基づく費用の負担は、打ち切られるものとする。

6 戰傷病者特別援助法(昭和三十八年法律第六十八号)の規定によつて医療を受けることができる者については、第一項の規定は、適用しない。

第三十二条の次に次の二条を加える。

(費用の請求、審査及び支払)

第三十二条の二 前条第一項の病院若しくは診療所又は薬局は、同項の規定により都道府県が負担する費用を、都道府県に請求するものとする。

第三十二条の三 国は、都道府県が第三十二条第一項及び第二十九条の二第一項」を加える。

(一般患者に対する医療)

第三十二条の四 都道府県は、前項の費用を当該病院若しくは診療所又は薬局に支払わなければならない。

第三十二条の三 国は、都道府県が第三十二条第一項の規定により負担する費用を支弁したときは、当該都道府県に対し、政令で定めるところにより、その二分の一を補助する。

(他の法律による医療に関する給付との調整)

第三十二条の四 第三十二条第一項の規定により、その二分の一を負担する精神障害者が、健康保険法、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第一百一十八号)、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第一百三十四号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号)又は私立学校教職員共済組合

法(昭和二十九年法律第二百四十五号)の規定による被保険者、労働者、組合員又は被扶養者がある場合においては、保険者又は共済組合は、これらの法律の規定によつてすべき給付のうち、その医療に要する費用の一分为一をこえる部分については、給付することを要しない。

第三十二条第一項の規定により費用の負担を受ける精神障害者が、生活保護法(昭和二十九年法律第二百四十四号)の規定による医療扶助を受けることができるときは、その医療に要する費用は、都道府県が同項の規定によりその二分の一を負担し、その残部につき同法の適用があるものとする。

第三十三条及び第三十四条中「長」を「管理者」に改める。

第三十六条第一項中「長」を「管理者」に改め、同項第五号中「又は仮入院」を削る。

第三十七条第一項中「前条の届出があつた場合において調査の上」及び「又は仮入院を」削り、「長」を「管理者」に改める。

第三十八条中「長」を「管理者」に改め、「又は仮入院中」を削る。

第三十九条中「長」を「管理者」に改め、「又は仮入院中」を削り、「求めることができる」を「求めなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

2 警察官は、前項の探索を求められた者を発見したときは、直ちに、その旨を当該精神病院の管理者に通知しなければならない。この場合において、警察官は、当該精神病院の管理者がその者を引き取るまでの間、二十四時間限り、その者を、警察署、病院、救護施設等の精神障害者を保護するのに適当な場所に、保護することができる。

第四十条の見出しを「(仮退院)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の病院長」を「第二十九条第一項に規定する精神病院又は指定病院の管理者」に、「入院中の精神障害者」を「指派入院者」に改め、同項を同条とする。

第四十一条中「前条の規定により退院又は仮退院の

院する者」を「第二十九条の三若しくは第二十九条の四の規定により退院する者又は前条の規定により仮退院する者」に、「精神病院の長」を「精神病院又は指定病院の管理者」に改める。

第四十三条を削る。

第四十二条中「都道府県知事は」を「保健所長は」に改め、「第二十七条」の下に「又は第二十九条の二第一項」を、「第二十九条」の下に「第一項及び第二十九条の二第二項」を加え、「一、及び第四十条の規定による退院者」を「第二十九条の三又は第二十九条の四の規定により退院した者」に改め、「続いているもの」の下に「その他精神障害者であつて必要があると認めるもの」を加え、「該当史員」を「第一条の職員」に改め、「又は都道府県知事」の下に「若しくは保健所を設置する市の長」を、医師をして「の下に」、精神衛生に関する相談に応じさせ、及び「を加え、同条を第四十三条とし、第四十一条の次に次の二項を加える。

(精神衛生に関する業務に從事する職員)

第四十二条 都道府県及び保健所を設置する市は、保健所に、精神衛生に関する相談に応じ、及び精神障害者を訪問して必要な指導を行なうための職員を置くことができる。

2 前項の職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学において社会福祉に関する科目を修めて卒業した者であつて、精神衛生に関する知識及び経験を有するものその他の政令で定める資格を有する者のうちから、都道府県知事又は保健所を設置する市の長が任命する。

第四十四条から第四十七条までを次のように改める。

第四十四条から第四十七条までを削除

第四十八条第一項中「第四十三条の規定による保護拘束を行う場合の外は」を「精神障害者は」に、「精神障害者を収容してはならない」を「収容してはならない」に改め、同項を削る。

第五十条の見出しを「(刑事事件に関する手続等との関係)」に改め、同条第一項中「刑又は」を「精

神障害者又はその疑いのある者について、刑事事件若しくは少年の保護事件の処理に関する法令の規定による手続を行ない、又は刑若しくは補導处分を「これら」に、「精神障害者又はその疑いのある者」を「これらの者」に改め、同条第二項中「第二十五条」を「第二十五条、第二十六条」に改め、同条の六条を「第二十五条、第二十六条」に改め、同条の二第一項を、「第二十九条」の下に「第一項及び第二十九条の二第二項」を加え、「一、及び第四十条の規定による退院者」を「第二十九条の三又は第二十九条の四の規定により退院した者」に改め、「続いているもの」の下に「その他精神障害者であつて必要があると認めるもの」を加え、「該当史員」を「第一条の職員」に改め、「又は都道府県知事」の下に「若しくは保健所を設置する市の長」を、医師をして「の下に」、精神衛生に関する相談に応じさせ、及び「を加え、同条を第四十三条とし、第四十一条の次に次の二項を加える。

(精神衛生に関する業務に從事する職員)

第四十二条 都道府県及び保健所を設置する市は、保健所に、精神衛生に関する相談に応じ、及び精神障害者を訪問して必要な指導を行なうための職員を置くことができる。

2 前項の職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学において社会福祉に関する科目を修めて卒業した者であつて、精神衛生に関する知識及び経験を有するものその他の政令で定める資格を有する者のうちから、都道府県知事又は保健所を設置する市の長が任命する。

第四十四条から第四十七条までを次のように改める。

第五条第二十六号を次のように改める。

二十六 削除

第五条第二十七号を削り、同条第二十七号の二中「精神衛生法」の下に「(昭和二十五年法律第二百二十三号)」を加え、同号を同条第二十七号とする。

3 保健所法(昭和二十二年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号の次に次の二項を加える。

九の二 精神衛生に関する事項

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第十三条第二項中「精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十九条の三」を「精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十九号)」の一部を次のようにより改正する。

4 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)の一部を次のようにより改正する。

第一條 この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るために、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上

第一条 この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るために、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上

第二章 母子保健の向上に関する措置(第九章)

第三章 母子保健施設(第二十二条)

第四章 雜則(第二十三条~第二十六条)

附則

第一章 総則(第一章~第八章)

第二章 母子保健の向上に関する措置(第九章)

第三章 母子保健施設(第二十二条)

第四章 雜則(第二十三条~第二十六条)

附則

(目的)

に寄与することを目的とする。

(母性の尊重)

第二条 母性は、すべての児童がすこやかに生まれ、かつ、育てられる基盤であることにかんがみ、尊重され、かつ、保護されなければならない。

(乳幼児の健康の保持増進)

第三条 乳児及び幼児は、心身ともに健全な人として成長してゆくために、その健康が保持され、かつ、増進されなければならない。

(母性及び保護者の努力)

第四条 母性は、みずからすんで、妊娠、出産又は育児についての正しい理解を深め、その健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 乳児又は幼児の保護者は、みずからすんで、育児についての正しい理解を深め、乳児又は幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 乳児又は幼児の保護者は、みずからすんで、育児についての正しい理解を深め、乳児又は幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるよう配慮しなければならない。

(用語の定義)

第六条 この法律において「妊娠婦」とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。

2 この法律において「乳児」とは、一歳に満たない者をいう。

3 この法律において「幼児」とは、満一歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行なう者、後見人その他の者で、乳児又は幼児を現に監護する者をいう。

5 この法律において「新生児」とは、出生後八日を経過しない乳児をいう。

6 この法律において「未熟児」とは、身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものとす。

(児童福祉審議会の権限)

第七条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第八条に規定する児童福祉審議会は、母子保健に関する事項につき、調査審議するほか、中央児童福祉審議会は厚生大臣の、都道府県児童福祉審議会は市道府県知事の、市町村児童審議会は市町村長の諮問にそれぞれ答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

(保健所と市町村の関係)

第八条 都道府県の設置する保健所の長は、その管轄する区域に係る市町村長が行なう母子保健に関する業務について、必要な協力を行なわなければならない。

(第二章 母子保健の向上に関する措置)

(知識の普及)

第九条 市町村長は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関する知識の普及に努めなければならない。

2 市町村長は、医師、歯科医師、薬剤師、保健婦、看護婦又は栄養士のうちから任命した非常勤の職員に前項の業務を行なわせることができるものとする。

2 市町村長は、医師、歯科医師、薬剤師、保健婦、看護婦又は栄養士のうちから任命した非常勤の職員に前項の業務を行なわせることができる。

2 市町村長は、妊娠した者は、すみやかに、市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。

(母子健康手帳)

第十六条 市町村長は、妊娠の届出をした者に対する。

(保健指導)

第十一条 市町村長は、妊娠婦又は乳児若しくは幼児の保護者に対し、妊娠、出産又は育児に関する保健指導を行なう。

2 妊娠婦は、医師、歯科医師、助産婦又は保健婦について、健康診査又は保健指導を受けたときは、その都度、母子健康手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。乳児又は幼児の健康診査又は保健指導を受けた当該乳児又は幼児の保護者についても、同様とする。

3 前二項に定めるもののほか、母子健康手帳に記載を受けることを勧奨しなければならない。

(新生児の訪問指導)

第十二条 市町村長は、前条の場合において、育児上必要があると認めた場合に限り、行

認めるときは、医師、保健婦、助産婦又はその他の職員をして当該新生児の保護者を訪問させ、必要な指導を行なわせるものとする。ただし、当該新生児につき、第十九条の規定による指導が行なわれるときは、この限りでない。

2 前項の規定による新生児に対する訪問指導は、当該新生児が新生児でなくなった後におりても、継続することができる。

(健康診査)

第十二条 市町村長は、満三歳をこえ満四歳に達しない幼児に対して、毎年、期日又は期間を指定して、厚生省令の定めるところにより、健康診査を行なわなければならない。

第十三条 前条の健康診査のほか、市町村長は、必要に応じ、妊娠婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行なわなければならない。

2 都道府県又は保健所を設置する市は、妊娠婦が前項の健査に基づいて妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病につき医師又は歯科医師の診療を受けるために必要な援助を与えるよう努めなければならない。

3 都道府県又は保健所を設置する市は、妊娠婦が前項の健査に基づいて妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病につき医師又は歯科医師の診療を受けるために必要な援助を与えるよう努めなければならない。

2 都道府県又は保健所を設置する市は、妊娠婦が前項の健査に基づいて妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病につき医師又は歯科医師の診療を受けるために必要な援助を与えるよう努めなければならない。

(妊娠婦の訪問指導等)

第十七条 市町村長は、第十三条の規定による健康診査の結果に基づき、当該妊娠婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産婦、保健婦又はその他の職員をして、その妊娠婦を訪問させて必要な指導を行なわせ、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疑いのある者については、医師又は歯科医師の診療を受けることと勧奨するものとする。

2 前項の規定による新生児に対する訪問指導は、当該新生児が新生児でなくなった後におりても、継続することができる。

る。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

4 義育医療の給付は、厚生大臣又は都道府県知事が次項の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局（以下「指定義育医療機関」といいう）に委託して行なうものとする。

5 厚生大臣は、國が開設した病院若しくは診療所又は薬局についてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所又は薬局についてその開設者の同意を得て、第一項の規定による義育医療を担当させる機関を指定する。

6 児童福祉法第二十一条及び第二十一条の九第六項から第八項までの規定は、指定義育医療機関について、同法第二十一条の二から第二十二条までの規定は、義育医療の給付について、同法第二十一条の五の規定は、義育医療に要する費用について準用する。この場合において、同法第二十一条の三第四項及び第二十一条の四までの規定は、義育医療の給付について、同法第二十一条の五の規定は、義育医療を設置する市」と読み替えるものとする。

（費用の支弁等）

第二十一条 前条の規定により都道府県知事が行なう措置に要する費用は、当該都道府県の支弁とし、同条の規定により保健所を設置する市の市長が行なう措置に要する費用は、当該市の支弁とする。

2 國は、政令の定めるところにより、都道府県又は保健所を設置する市が前項の規定により支弁する費用の十分の八を負担するものとする。第一項の規定により義育医療の給付に要する費用を支弁した都道府県又は市の長は、当該措置に要する費用を、当該措置を受けた者又はそ

の扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。）から徴収しなければならない。ただし、これらの者が、經濟的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

4 第十条の規定による保健指導又は第十三条の規定による健診に要する費用を支弁した市町村の長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、当該措置に要する費用を徴収することができる。ただし、これらの者が、經濟的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

5 前二項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の都道府県知事又は市町村長に嘱託することができる。

6 第三项及び第四項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、国税滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第三章 母子保健施設

第二十二条 市町村は、必要に応じ、母子健康センターを設置するよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（義育医療の給付に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に、この法律の施行後の期間にわたって、附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十一条の四第一項の規定による義育医療の給付をすべき旨の決定を受けた者は、この法律の施行後の期間に係る当該給付については、第二十条第一項の規定による義育医療の給付をすべき旨の決定を受けたものとみなす。

は、差し押えることができない。

（再審査請求）

第二十五条 保健所を設置する市の市長が第二十条の規定によってした处分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができ

る。

（大都市の特例）

第二十六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方

自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長

その他の機関若しくは職員が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員に関する規定により、指定都市又は指定都市の長その他の機

くは職員に関する規定は、指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に関する規定として、指定都市又は指定都市の長その他の機

関若しくは、職員に適用があるものとする。

第二百五十二条の十九第一号の二の次に次の一号を加える。

第二百五十二条の十九第一号及び第二号中「及び妊娠の」と削る。

第六条 母子保健に関する事務

（児童福祉法の一部改正）

第三条 この法律の施行前に附則第五条の規定により交付された母子手帳は、第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳とみなす。

（地方自治法の一部改正）

第四条 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一号六号の二の次に次の一号を加える。

第二百五十二条の三第一号及び第二号中「及び妊娠の」と削る。

（児童福祉法の一部改正）

第五条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の三第一号及び第二号中「及び妊娠の」と削る。

（母子健康セントター）

第二十二条 母子健康セントターは、母子保健に関する各種の相談に応じるとともに、母性並びに乳児及び幼児の保健指導を行ない、又はこれらの事業にあわせて助産を行なうことの目的とする施設とする。

（第四章 雜則）

第二十三条 第二十条の規定により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができる。

（差押えの禁止）

第二十四条 第二十条の規定により金品の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利

2 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十一条の五第一項の規定により指定された指定義育医療機関は、第二十条第五項の規定により指定された指定義育医療機関とみなす。

（母子健康手帳に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前に附則第五条の規定により改正前の児童福祉法第二十条の二第一項の規定により交付された母子手帳は、第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳とみなす。

（母子健康手帳に関する経過措置）

第二十条 都道府県知事は、身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な

第二十条を次のように改める。

第二十条 都道府県知事は、身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な

第十三条第二号中「妊娠婦」の下に「その他母性を有する。

わらず、なお従前の例による。

第二十九条第一項の表中央児童福祉審議会の項目中「妊娠婦」の下に「その他母性」を加える。
(身体障害者福祉法の一部改正)

(地方税法の一部改正)
第十九条の二第二項中「児童福祉法第二十二条の十二」を「児童福祉法第二十条」に改める。

第十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)」の下に、「母子保健法(昭和四十年法律第一号)」を加える。

第七十二条の十七第一項ただし書中「身体障害者福祉法」の下に「母子保健法」を加える。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

われた養育医療の給付につき支払を受けた金額

法第七十二条の十四第一項ただし書及び第七十七条の十七第一項ただし書の規定にかかるわらび、はるひ前二項に該する。

(租税特別措置法の一部改正)
第十四条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第

二十六号)の一部を次のように改正する。

法(昭和二十四年法律第二百八十三号)」の下に「母子保健法(昭和四十年法律第一号)」を加える。

(租税特別措置法の一
部改正に伴う経過措置)
第十五条 この法律の施行前に附則第五条の規定

による改正前の児童福祉法の規定によって行なわれた養育医療の給付につき支払を受けた金額に関しては、前条の規定による改正後の租税別措置法第二十六条第一項第一号の規定にかかる

(保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の一部改正)
第十六条 保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法(昭和三十九年法律第百五十五号)の一部を次のよう
に改正する。
第一条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。
第二条第一項中「第四号」を「第三号」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同
条第二項中「第四号」を「第三号」に改める。
(保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の一部改正に
伴う経過措置)
第十七条 前条の規定による改正後の保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化
に関する特別措置法の規定は、昭和四十年度分
以降の国の負担金及び補助金について適用し、
昭和三十九年度分の国の負担金及び補助金につ
いては、なお從前の例による。
理由
母性並びに乳児及び幼児の健康の保持増進を図
るため、母子保健に関する原理を明らかにすると
ともに、母性並びに乳児及び幼児の保健の向上に
関する措置を講ずる必要がある。これが、この法
律案を提出する理由である。

○松澤委員長 提案理由の説明を聽取いたしま
す。厚生大臣神田博君。
○神田国務大臣 ただいま議題となりました精神
衛生法の一部を改生する法律案について、その提
案の理由を御説明申し上げます。
精神衛生施策は、近年とみにその重要性を加え
てまいつたのであります。最近における向精神
薬の開発等精神医学の格段の発達とともに相まって、
必ずしも現行精神衛生法は新しい事態に即応し得

て、政府といたしましても、精神障害者に関する発生予防から社会復帰までの一貫した施策をその内容とする法改正をかねがね準備中のところ、その機運が熱してまいったため、今回精神衛生法の一部を行なおうとするものであります。

改正の第一点は、都道府県が精神衛生センターを設置することができることとした点であります。從前、都道府県等は、精神衛生に関する相談指導等を行なうための施設として、主として保健所に精神衛生相談所を併設していたのであります。が、この程度のものでは、とうてい現下の精神衛生施策の進展に即応するものとはいえませんので、今回、これを廃止し、別に新たに都道府県における精神衛生に関する総合的技術センターたる精神衛生センターを設けて、知識の普及、調査研究を行なうとともに、保健所が行なう精神障害者に関する訪問指導について技術援助を行なおうとするものであります。

改正の第二点は、警察官、検察官等の精神障害者に関する申請通報制度を整備することにより、精神障害者の実態を把握し、都道府県知事が行なう入院措置に遺漏ならしめるとともに、その医療保護に万全を期することとした点であります。

改正の第三点は新たに緊急の場合における措置入院制度を設けた点であります。精神障害者は、その疾病的特質上、間々自傷他害の著しい症状を呈することがあり、社会公安上及び本人の医療保護のためゆるしい問題を生じますので、都道府県知事は精神衛生鑑定医の診察を経た上で、四十八時間限り、これを緊急入院させ得ることとしたのであります。

改正の第四点は、向精神薬の著しい開発等精神医学の発達により、精神障害の程度のいかんによつては必ずしも入院治療を要せず、かえつて通院による医療を施すことがきわめて効果的となつた事情にかんがみ、精神障害者につき、新たに、その通院に要する医療費の二分の一を公費負担することとした点であります。

改正の第五点は、在宅精神障害者に関する訪問指導体制の充実をはかった点であります。そもそも在宅精神障害者の把握とその指導体制の整備は、精神衛生施策の展開をはかる上できわめて緊要なことであります。第四点の通院医療費の公費負担制度の新設と表裏一体の関係にあり、今回の法改正の主要点をなすものであります。この見地から新たに、保健所の業務として地域における精神障害者の訪問指導等を加え、また、保険所にもっぱら精神衛生に関する相談、指導等に当たる職員を配属し、その実をあげることとしたのであります。

改正の第六点は、最近における施設の整備状況等にかんがみ、従来認められていた精神障害者の私宅監置制度たる保護拘束制度を廃止し、それらの患者はすべて精神病院に収容することとしてその医療保護に遺憾なきを期することとしたのであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及び改正の要点であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申上げます。

次は、ただいま議題となりました母子保健法案につきまして、その提案の理由をご説明申し上げます。

政府は、かねてより児童福祉行政の一環として妊産婦、乳幼児の保健指導等の母子保健対策を講ずることにより、その健康の保持増進につとめてまいったところであります。先進諸国に比べて、わが国の妊産婦死亡率はいまだに高率にとどまり、また、戦後著しく改善向上を見た乳幼児の死亡率、体位、栄養状態等についても、その地域乳幼児が健全な成長を遂げる上で少くことのできない課題が残されております。

このような状況にかんがみ、今後、母子保健の向上に関する対策を強力に推進してまいりますために、健全な児童の出生及び育成の基盤ともなるべき母性の保護のための措置を講ずるとともに、格差が依然として縮小されない等なお努力を要する課題が残されております。

受けおらぬ者が相当数にのぼつておる状況でござります。今日わが国が戦前にも例を見なかつた繁栄の道をたどりつあるのを見るにつけましても、思うのは、これらのとうとい犠牲となつた戦没者及びその遺族の心情でありまして、本年はあたかも終戦二十年にも当たることでもあるので、筆頭遺族と認められて弔慰金を受ける者及びその筆頭遺族が死亡してゐる場合は妻が再婚した場合等にあとに戦没者の子があるときはその子に対し、あらためて弔慰の誠を披露することがこの際時宜に適した措置である、かようになりますして、このような立法の措置をとつた。こういう次第でございます。

○橋本(龍)委員 いまお答えをいたしました点につきまして、同じ戦没者等の御遺族でありますても、その方があるいは公務扶助料あるいは遺族年金等の受給者であります場合、または他の遺族の方がこれら給付を受けておる場合に対して、こうした場合には特別弔慰金とともに支給しない

ということを定めておられます。こうした方々に對しても、いま大臣からお答えをいたしました趣旨からまいりますと、当然やはりこの特別弔慰

金を支給してもよいように考えますが、ともに特別弔慰金を支給しないときめられましたその理由をお尋ねをいたしたいと思ひます。

○神田國務大臣 ただいまのお尋ねのございます

が、この特別弔慰金は、現在の時点において、戦没者及びその遺族の心情に思いをいたし、國として弔慰の誠を披露するための支給するものであります。現に公務扶助料等の支給が行なわれておる、こういうような考え方もとで特別弔慰金は支給しない、こういうことにいたした次第でござります。

○橋本(龍)委員 私はちょっとこの点、まだ大臣のお答えでそのまま納得をいたすわけにはまいりませんが、次に進ませていただきます。

この特別弔慰金というものの支給金額三万円、この三万円という金額が、現在の貨幣価値から見

まして、はたして國がこうした方々に對して弔慰を示すに十分な金額であるかどうか。私は非常に軽少に過ぎるような感がいたしますが、これは一応決定をせられたものとして了承するにいたしました。この三万円というものを記名国債で交付せられる。しかも償還期限は十年となっております。三万円の十年、年三千円。現在の貨幣価値から見て、この金額に比してこの償還期限はあまりに長きに失するような感じがいたしましたけれども、その点はいかにお考えになつておられますか。

○神田國務大臣 いまお尋ねのございました弔慰金の額が三万円では少ないぢやないか、というこ

と、また、しかもこの三万円を記名公債でやつてござります。非常に軽少ではないか、ということ

でござります。非常に軽少ではないか、とござりますが、これはどうでございましょう。

考え方と申しましようか、弔慰金でござりますから、國の財政が許せば、これはできるだけ弔慰の誠を披露することが、私はそれに沿つた措置と考

えております。しかし、御承知のように、なかなかこうした給付をされる方も多いのでございま

す。国債にいたしましても、總額およそ百二十三億円というような数字にも予定されております。

それからまた、弔慰金の性質上、一度に、ちようど二十年だから一度にばつとしてしまつて、そこ

でお祭りが済んだというようなことであつても

――これは考え方でござりますが、十年間細々といいましょうか、とにかくいわゆる政府の気持ちをひとつ取り入れていきたい、こういうよう

に考えております。

○橋本(龍)委員 ところがこの特別弔慰金といふものの性格から考えまして、あるいはこれによつて墓石を建ててやりたい、あるいは祭壇をきれいにしてやりたい、こうした心を持つ方ははずいぶん多いと思われます。ところが三万円の記名国債が十年間に分割して支払われた場合、これでは墓石

を建てることもできない、あるいは仏壇を新しく飾つてやることもできない。はたしてこの特別弔慰金というものが分割されることはよいかどうか。これについて私は疑問を申し上げましたが、

この十年間均等償還といふことが変えられないも

れども、一つは財政面でござりますけれども、一つは心のあつたまつたような、

ぬくまるような國民の気持ちを十一年間、一年で割れば三千円でござりますけれども、心にかけた、こういうような気持ちをくんでいたきたい、こういう趣

旨です。ですから、一つは財政面でござりますけれども、一つは心のあつたまつたような、

ぬくまるような國民の気持ちを長くしみ込むよ

うなことにいたしたらば、こういうような気持ちで考えた次第でござります。

○橋本(龍)委員 財政面とていう点は私どもわかれます。

国民の感謝の念を永続させることかどうか、これには私はたいへん疑問があります。これはけつこ

うであります。そこで、この問題に関連して、一昨年戦没者未

亡人に対する特別給付金というものが決定いたしました。昨年からこれに対する担保貸し付けが行

なわれております。この特別弔慰金についても、買い上げ償還あるいは担保貸し付け等を行なう計

画を現在お持ちであるかどうか、またお持ちであれば、その計画の内容はどのようなものか、この

点をお答えいただきたいと思ひます。

○神田國務大臣 ただいまお尋ねございましたことを大事なこと

だと考えておりますが、いまさしあたつては実はそこまでの配慮はしております。しかしお述べ

になりましょな事もござりますし、私ども考え方と申しましようか、弔慰金でござりますから

ら、國の財政が許せば、これはできるだけ弔慰の誠を披露することが、私はそれに沿つた措置と考

えております。しかし、御承知のように、なかなかこうした給付をされる方も多いのでございま

す。国債にいたしましても、總額およそ百二十三億円というような数字にも予定されております。

それからまた、弔慰金の性質上、一度に、ちようど二十年だから一度にばつとしてしまつて、そこ

でお祭りが済んだというようなことであつても

――これは考え方でござりますが、十年間細々といいましょうか、とにかくいわゆる政府の気持ちをひとつ取り入れていきたい、こういうよう

に考えております。

○橋本(龍)委員 ところがこの特別弔慰金といふ

ものが、この特別弔慰金をもつてあるいは石碑を

建立したいとかあるいは仏壇を買いたい、いろいろ遺族として使途と申しますが、なくなられた

方々に対するお気持ちをあらわす点について、ま

とまつてほしいというような配慮をお持ちになる

ことは考えられるとしてございまして、そういう

ことは考えられるとしてございまして、そういう</

認定に入るのかどうかということをございます
が、これはむろん入らない、これは特別のもので
あるという考え方の上で、財政当局とも十分相談

○橋本(龍)委員 そうしますと、いまの大臣のお答えは、特に前半の部分、この特別弔慰金についての担保貸し付けあるいは買い上げ償還等の処置でござりますから、一般的の支給金と違いますから、これは別途いわゆる特別弔慰金だ、こういうふうにお受け取り願いたいと思います。

〇神田國務大臣　そういう配慮のもとで当初から相談をいたしておりますし、来年度もその決意で財政当局と御相談いたしまして議をまとめたい、るというふうに解釈してよろしくござりますか。

○橋本(龍)委員 ぜひそのとおり実現していただきたいと思います。

ところで、いま続いて戦没者の妻に対する特別給付金を例として引き出したわけですが、ついでにこの点についてもお尋ねをいたしたいと思います。現在この特別給付金の支給事務の進捗状況、

これはどのようになつておりますか。この点、これは局長からけつこうです、お答え願いたいと思います。

○**鈴木政府委員**お答えいたします。

万件ありますうち、本年の一月末日現在では受付が約三十八万九千、これはペーセントでいきますと八八%余りになつております。勘定件数は三十六万六千五百十件であります、約八三・五%ということになつておられます。すでに国債を交付しておりますものが三十四万二千ばかりでありますして、これが七八%ということになつております。当初のこの四十四万件のうち、四十万件はせざり三十九年度末までに処理したいというふうに考えておりましたので、いま申し上げました一月末

○橋本(龍)委員　その事務進捗状況についてはそれだけつこうなんですか、この中で、貸し出しの希望状況がどの程度になつておりますか、この点についてお尋ねをしたいと思います。と申しますのは、私ども遊説その他で各地に出でます。そうした場合に、職没者未亡人の方々のお話を伺う機会も非常にしばしばございます。そうした場合によく問題になりますことは、貸し付けを認めるといいながら、現実に貸し付けを希望してもなかなか実現をしない、自分たちが必要に迫られて懸命にたのんでいるにかかわらず、往々にしてその貸し付け希望というものがかなえられないことが多い、そういう不満をよく耳にいたします。たしか昨年鈴村援護局長からこの問題についてちょうどだいした答弁では、七月に受付を開始し、八月から貸し出しができるものと考えているのだ、ワクとしては十億円というふうなお答えをいただいていますけれども、現実に昨年中行なわれました貸し出しの総額がどの程度になつてあるか、この点ちょっとお答えいただきたいと思います。

○橋本(龍)委員 その事務進捗状況についてはそれでけつこうなんですけれども、この中で、貸し出しの希望状況がどの程度になつておりますか、この点についてお尋ねをしたいと思ひます。と申しますのは、私ども遊説その他で各地に出てまいります。そうした場合に、職役者未亡人の方々のお話を伺う機会も非常にしばしばございます。そうした場合によく問題になりますことは、貸し付けを認めるといなながら、現実に貸し付けを希望してもなかなか実現をしない、自分たちが必要に迫られて懸命にたのんでいるにかかわらず、往々にしてその貸し付け希望というものがかなえられないことが多い、そういう不満をよく耳にいたします。たしか昨年鈴村振護局長からこの問題についてちよだいした答弁では、七月に受付を開始し、八月から貸し出しができるものと考えているのだ、ワクとしては十億円というふうなお答えをいただいていますけれども、現実に昨年中行なわれました貸し出しの総額がどの程度になつてあるか、この点ちょっとお答えいただきたいと思います。

して、やはり二月末日現在で五億六千万円ぐらいの買い上げをすでにいたしております。このほうは、来年度はワクが相当ふえまして、約四十億円の予定で買い上げをいたしたいというふうに考えておる次第であります。

○橋本(龍)委員　いまの答弁でも、おそらく全般の空氣というものは察せられると思いますけれども、この職務者未亡人に限られた特別給付金でさえ、全体の件数のうちで相当多くの買い上げ希

望、あるいは生業資金というワクをはめられながらもその範囲内で貸し付け希望というものは、相当数にのぼつておる。この点については、むろん今後も推進をしていただき、この希望をかなえてあげることのできるよう御処置を願いたいと思いますが、同時に、同じようにこの特別弔慰金の問題についても、おそらく国民の意思といふものは、個々に分割をして長い間に分けていただきたいという方のほうが、私ははるかに多いと思います。その意味からも、大臣から明年度において考えるという御答弁をちょうだいしましたが、貸し付けあるいは買い上げ償還という制度も、この特別弔慰金に対して早急に方針を決定せられて、実行に移せるよう、お願いをいたしております。

車傷病者特別援護法のほうに移りますけれども、今回の改正で新たに戦傷病者相談員を設けることに決定をいたしております。ところが、私は、なぜこれがいままで実現をされなかつたかと、いうことで非常に不満もありますし、また疑問にも感じております。現在非常に援護法自身も複雑化しておりますし、また、厚生省の所管の援護法関係のほかにも、この方々に関係のあるものとしていわゆる恩給法の関係のものもあります。なかなかも一般の方々にこれだけ複雑化した法律内容を理解することは、時間的にもまたそのチャンスの上からも困難な場合が往々にしてあります。そして現在未裁判に終わつておられる未処遇者の方々の中に、こうした制度がもつと早くつくられ

おれば、何らかの解決策を見出しえた者も私は
相当数あるのじゃないか。そうしたものから見て
も、当然もっと早くになされていなかつたということ
に対し私はたいへん不満があります。それ
を設定された趣旨はどの点にあるのか、この点を
お尋ねしたいと思います。

〔委員長退席、井村委員長代理着席〕

○神田國務大臣 お答えを申し上げます。

戦傷病者の援護相談員の制度がおくれた、これ
はもうおっしゃるとおりでございまして、私ども
もこの点につきましては一言もございません。弁
解申し上げません。当初からもと早くからあつ
たほうが援護のすべてがスムーズにいった、かよ
うに考えております。役所関係のいろいろな折衝
がございまして、そういういた過程でおくれておつ
た、これはもう言いわけにならぬ言いわけでござ
いますが、ほんとうに遺憾に思っております。し
かし今回長年、二十年この方こういう仕事をいろ
いろ処理してまいりまして、どうしてもこ
れは官庁や県や市町村だけではできない、民間の
御協力なくしては援護の完璧を期せられない、こ
ういうような事情がすべてにわかつてしまりまし
て、そして今回これを置くというようなことに
なったわけでございます。たいへんおくれて恐縮
に存じますが、今度でき上がるわけでござります
から、最後の追い込みと申しましょか援護の完
璧を期したい。人選等におきましても十分意を使
いまして、最後の仕上げと申しましょか完璧を
期したい、こういう考え方でござります。

ところが、この戦傷病者特別援護法の関係でも
う一点実は問題があると思います。現在国鉄の無
賃乗車船の取り扱いを受けられる戦傷病者の方の
賃開といふものは、恩給法の規定による傷病恩給
したことに対する対応は、おくれながらこれはこ
れで意味のあることだと思ひますけれども、これ
を設定された趣旨はどの点にあるのか、この点を
お尋ねしたいと思います。

の受給者にのみ限られておる。これはきわめて不合理であります。むしろ戦傷病の方々の中では、恩給法のワクからはずれておられる方の中に、国からの援護の手あるいはその他の点で恵まれておらない方が相当多数ある。こうした方がこの無賃乗車船の特権を得ることができなかつたことに對して非常に私は遺憾に思ひますけれども、今回この改正でこの範囲の拡大が行なわれた。この範囲の拡大がどこまで行なわれたのか、そしてその範囲からなおかつはみ出される方があるのかどうか、この点お答えをちょうだいしたいと思います。

て、程度の差こそあれ、不自由を感じられる点においては変わりのない方々に對して、今日まだこうした意味での恩典が与えられないでいるということは、私は非常に残念であります。この国会において、内閣委員会において現在恩給法の改正案が提出されておりますけれども、これに伴つて戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦傷病者特別援護法、未帰還者留守家族援護法、これにおいて定められている障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金、留守家族手当及び療養手当、これらについてどの程度までの改正が行なわれたか、この内容を説明願いたいと思います。援護局長からで

があがらないような改正のしかた、はたしてこれがいいものかどうか、私はたいへん不満なのです。この点について当局としてどのようにお考えになつておられるのか。ただ単に財政的な理由によつてのみ、こうした分割が行なわれているのか、あるいは何かほかの理由があつて、こういろいろことになつたのか、この点についてのお答えをいただきたいと思います。

○**神田国務大臣** お答えいたします。

ただいま橋本委員からお尋ねございました、いわゆる扶助料等のベースアップの問題でございましが、いまお話をございましたように、できるだけ

お尋ねの件でございますが、ただいまの取り扱いでは恩給法上の給付を受けておられる方のみが無賃乗車船の取り扱いの対象になつておる次第であります。これが保護法によります障害年金等の支給を受けておられる方にも拡大しようという事であります。さらに今回の拡張によりまして、まだその対象にならない方といたしましては、たとえば準軍属で申しますと、現在いわゆる六項症の方までが給付を受けておられますので、いわゆる第一款症以下の方にはやはり無賃乗車船の取り扱いができない。それから軍属の方でまいりますと、いわゆる三款症の方まで給付を受けておられますので四款症以下の方はまだその対象にならないということになりますので、結局そういう方は依然としてこの取り扱いの範囲外になるわけでございます。

○橋本(龍)委員 昨年もこの点は御質問申し上げたのですけれども、いまの障害年金の受給資格あるいは六項症以上あるいは三項症以上、これ自身に私はまだ不満が残っています。しかしこれは昨年にも答弁をいただき、現状はここまででしかたがないということでありましたし、ことしもおそらく同じ趣議局長からいただける答弁の範囲としてはそういうことになるのだろうと思ひますから、この点はもうこれ以上申し上げません。

同じように、戦争において負傷されあるいは病を現在もなお回復し得ないでおられる方に対し

○鈴村政府委員 ただいまのお尋ねの点でござりますが、今回の遺族援護法等の改正は、恩給法の改正と大体軌を一にしたものでございます。内容的に申し上げますと、障害年金につきましては、第一項症にかかる者の額を二九%引き上げまして、第二項症以下につきましては、第一項症との間差を終戦前に適用されておりました間差に改めて算定して、そしてそれぞの金額を出しておる次第であります。それから障害一時金についても同様の増額を行なつておる次第であります。それから遺族年金につきましては、やはりこれも恩給法と同様な考え方であります。現在七万一千円でありますので九万二千円に増額することにいたしております。それから遺族給与金につきましては、その半額の三万五千五百円を四万六千円にいたし、それから留守家族手当の月額につきましては、やはり従来遺族年金の十二分の一の額であります五千九百十円にいたしておりますが、これを今度の増額に伴いましてやはり同じ十二分の一の額の七千六百七十円ということにいたしております。なお本改正、特に遺族年金につきましては、直ちに本年の十月から全部引き上げるということではなくて、三カ年でわたりまして逐次引き上げるということにいたしておる次第であります。

分までが増加額の二分の一、四十二年一月分から六月分までは増加額の三分の二、同年七月分からようやく全額引き上げる。六十歳未満の者については、四十一年十月分から昭和四十二年六月分までは現行のまま据え置き、昭和四十二年七月分からようやく全額引き上げるというふうにきめられておりますけれども、はたしてこれでいいものなかか、私はこれは非常に疑問に思います。現在のわが国の各企業において、いわゆる定年制というのが歳として存在しております。大体において十五歳が定年、この中で働いて、自分で一定限度までの収入をあげられる方がはたして何人おられるのか、特に六十歳以上の方に対して、その方方が収入を得る道が一体幾らあるか、おそらくこうした人々がその生活の相当大きな基礎をこの遺族年金その他に置いておられると思うのですが、上げると言ひながら、これだけの期間に分割して上げられて、はたしてこれで改正を行なっただけの効果があるものかどうか。私はたいへんこれは不満であります。その上、特に男子の場合ならばまだそれでも働き得る要素は多分にあるでしょう。しかし未亡人の人々、特に現在六十歳をこえておられる、あるいは六十歳未満であっても、未亡人の方々の生活を維持していく上において、この年金といふものは非常に大きな比重を占めておるにかかわらず、せつかくの改正を行ないながらも、これだけ分割されて一時期にそれだけの効果

上げることが私もけつこうなのじやないかと思っています。政府としては、物価政策もとつておりますが、しかし、これを受けている階層の方々、受給者の内訳を見てまいりますと、生活苦でいうものが相当深刻なことも承知いたしております。そこでできるだけひとつ上げたいという所存でございましたが、財政当局と折衝いたしておられますと、やはり恩給法との関連もございまして、恩給法の上げた率でひとつがまんしてくれぬかといたしますと、恩給法を度外視して考えていく、いうようなことでございました。これは上げるとしていたままで、恩給法を度外視して考えていく、もう一ぺん根本にさかのぼって、基礎が低いのだから、ここで基礎を新しく改定してみる、そこでひとつベースアップのことを考えるというようやくやり方をすると、いまお尋ねのございましたようになことが考えられると思います。そういう点までにわたって実は御相談をしたのでございますが、時間切れと申しますようか、恩給法のベースアップ等にやはり関連しまして、同じ率でやってもらわなくちゃ困るというようなことでございまして、これは不本意でございましたが、そういうふうに妥結したわけでござります。実際問題としまして、繰り返すようでございますが、初めが低いのがございますが、今後十分また配慮してみたいとおもたたように、ある程度改めるべきものじやなからどうかと私は思っております。これはたいへん恐縮でござりますが、今後十分また配慮してみたいとおも

があがらないような改正のしかた、はたしてこれがいいものかどうか、私はたいへん不満なのです。この点について当局としてどのようにお考えになつておられるのか。ただ単に財政的な理由によつてのみ、こうした分割が行なわれているのか、あるいは何かほかの理由があるのか、こうしたことになつたのか、この点についてのお答えをいただきたいと思います。

○神田國務大臣 お答えいたします。

ただいま橋本委員からお尋ねございました、いわゆる扶助料等のベースアップの問題でございましょうが、いまお話をございましたように、できるだけ上げることが私もけつこうなのじやないかと思つています。政府としては、物価政策もとつておりますが、しかし、これを受けている階層の方々、受給者の内訳を見てまいりますと、生活苦でいらっしゃる方が相当深刻なことも承知いたしております。そこでできるだけひとつ上げたいという所でございましたが、財政当局と折衝いたしておりましたと、やはり恩給法との関連もございまして、いうものが相当深刻なことも承知いたしております。そこでできるだけひとつ上げたいといつてございましたと、恩給法を度外視して考えていく、いたしますと、恩給法を度外視して考えていく、もう一ぺん根本にさかのぼって、基礎が低いのだから、ここで基礎を新しく改定してみる、そこでひとつベースアップのことを考えるというようなり方をする」と、いまお尋ねのございましたようなことが考えられると思います。そういう点までにわたって実は御相談をしたのでございますが、わなくちや困るというようなことでございまして、繰り返すようでございますが、初めが低いのでございますが、今後十分また配慮してみたいといつたように、ある程度改めるべきものじやなかろともかと私は思つております。これはたいへん恐縮でございますが、今後十分また配慮してみたいといつた

思っております。

○橋本(龍)委員 大臣がその間の事情をきわめて正直にお答えくださいまして、これ以上の追及がしにくいのですけれども、いま大臣自身が答弁をされました中にも、これに対して必ずしも当局としても是認をしておられるわけでもない。ただ予算編成の時間的な制約に追われてがまんをしたという御答弁のように聞きました。明年度の予算編成までにはまだ大いに日数がございます。この間努力を続けられまして、四十一年度の予算編成の際にこの処分を撤廃をしていただくことができれば、影響はきわめて少なくて済む。せいぜい半年間がまんをしていただければ、大半の方がこの値上げの恩典にそのまま浴することができると思ひます。特にその中で、大臣、よくお聞きをいただきたいと思いますが、特に未亡人の方々に関してはこの制限を一日も早く取り払っていただいて、この改正の恩典が直ちに与えられますように、そろした御努力を願いたいと思いますが、そういう御努力が頼れるかどうか、この点についてお答えをいただきたいと思います。

○神田国務大臣 もう努力は先ほども申しました

ようになりますが、しかし、実際問題として予算の制約を受けておりますから、なかなかむずかしいのじやなからうか。私どもとしてはむしろ来年度以降に期待を持ちましてやってまいりたい、こういう考え方でございます。

○橋本(龍)委員 与野党各委員の中から、この問題についてたいへん関心を持たれる方が多いよう

にここで聞いておりますけれども、この状況で見まして、おそらく自由民主党、社会党、民社、共産、各党勢力をそろえて、この問題に関しては厚生大臣に応援をいたすと思います。全力をあげて御努力を願いたいと思います。この点は特に強く要望をいたしておきます。ところが、終戦後満二十年を迎える今日に至つても、現在まだ未収集の御遺骨がずいぶんたくさんあるよう思います。特に旧満州地域を主体として遺骨の収集はほとんど行なわれておらない地域、また象徴的な遺骨を

持ち帰り、追悼を行ないながら今後なおかつ多数の御遺骨の収集が行なわれる状況もあると思いまが、今日なお異郷の地に多数の御遺骨がそのまま放置されておるということは、國民すべて残念にも思ひ、今後ともに当局の熟意ある努力を希望しておると私は考えております。こうした気持ちを持っているのは決して私一人ではないはずであります。昨年この委員会におきましたて、たしか河野委員からこの問題についての御質問がありましたときに、厚生省当局からなされた回答といふものは非常にその点不誠意なものであった。与党の私どもから考えましても非常に不十分な御答弁をちょうどいいしめたよう思ひます。そのためためにたしか相当議論も長引き、問題が残されたように覚えておりますが、現在の国際情勢から見てこの御遺骨の収集ということが非常に困難だということは十分私たちも承知しております。引き続きこの御遺骨の収集というものに對しては御努力を願いたい。

また大臣が参議院に行かれる時間が迫つておりますようなので続けて申し上げ、お答えをちょうだいいたしておきたいと思いますが、ソ連各地をはじめオーストラリアのカウラあるいは樺太など諸所に点在する旧日本軍将兵あるいはそれに付随して倒れられた一般人の方々の墓地というものがあります。こうした現地にある墓地に対しても、できるだけ本国にこの御遺骨というものを送還していただけ、日本国内においてその靈を慰めることができます。さればそれにこしたことはありませんが、同時に現地追悼を行なうこともまた重要なことであらうと思います。この問題についても引き続き実現方に御努力をいただきたい。

また、今日なおかつ生死不明のまま未帰還者として扱われておる方々の留守家族に対する処遇について政府としてどのようなお考えをお持ちか。これについてまとめて大臣の御答弁をいただきたいと思います。

○神田国務大臣 私から一言答弁させていただきたいと申します。

○橋本(龍)委員 いまの大臣のお答えに統いて援護局長に質問をいたしますけれども、この未帰還者の問題の中で、現在未帰還者として扱われておる方の人数、どの地域においてどの程度あるか、これについてまずお尋ねいたします。

○鈴村政府委員 お答えいたしました。

○橋本(龍)委員 いまの大臣のお答えに統いて援護局長に質問をいたしますけれども、この未帰還者の問題の中で、現在未帰還者として扱われておる方の人数、どの地域においてどの程度あるか、これについてまずお尋ねいたします。

いわゆる未帰還者としていま把握されておりますのは六千六百七十七人、これは昨年の十二月一日現在の数字でございます。内訳を申しますとソ連地域が六百四十八人、中共地域が五千百三十七人、北鮮地域が二百五十五人、南方諸地域が六百三十七人、こういうことになつております。

○鈴村政府委員 未帰還者として扱われておる方々の中でも現在生存の確認されておる方、これがどの程度ありますか。

○橋本(龍)委員 ただいま申し上げました数の中でも生存が推定されるというものの数を申し上げますと、ソ連地域六百四十八人のうち三百八十八人程

いまお述べになりました未帰還者の調査の問題、それからまた遺骨収集の問題、さらにもた現地における建碑と申しましようか、慰靈の碑を建

度が一応生存と推定されています。それから中

共地域の五千三百三十七人のうち約二千九百二十人が生存を推定されています。それから同じく北鮮地域の二百五十五人のうち九十人が生存を推定されています。合計六千六百七十七人のうち三百九十九人が生存推定者ということになつてお

ります。

○橋本(龍)委員 私は確認とお尋ねしたのです。が、いまちょうどだいしたお答えは推定ということです。推定でもけつこうですけれども、その中で帰国を希望されておられる方、それがどの程度ありますか。

○鈴村政府委員 ソ連地域三百八十人の推定者のうち約二百人が帰国を希望しております。それから中共地域の二千九百二十人の推定者のうち五百二十人が帰国希望者、それから北鮮地域九十人のうち約十人の帰国希望者となつております。それから、先ほどのお尋ねで確認されておる者は、なかなか確認できない資料が把握されがたい場合が多いわけでありまして、推定はできるけれどもなかなか確認されないというのが実情でありますので、一応推定ということばで申し上げた次第であります。

○橋本(龍)委員 生存が推定されておられる方々の中でも帰国希望の方がソ連地域において約二百、中共地域において五百二十、北鮮地域において十名ということでありますけれども、この方々が帰国を希望しながら現在なお日本に帰り得ない。これについてはいろいろな事情がありましようけれども、その原因の主たるものは何か。そしてまたそうした帰国希望者の方々に對して政府として帰還促進のためにどのような努力をしておられるのか。これについてお答えをいただきたい。

○鈴村政府委員 お答えいたします。ただいま申し上げましたソ連地区の二百人の帰国希望者であります。これは昨年藤山愛一郎氏がフルシチヨフ前首相と会われました際に、いまの二百人の方は、主として樺太地域におられるわけであります。

が、希望があれば帰すということをソ連の前首相なりは言明されまして、現在のコスイギン首相なりましてからも、前フルシチヨフ首相の言明は十分尊重するという意向の表明がありまして、その後外務省それから日赤等が現地の樺太の帰国希望者にいろいろ申請書を出すようにということを勧奨いたしまして、逐次申請をしたわけあります。が、それらの方々のうち、すでに先月でありますか、舞鶴経由で一人帰つてこられました。これはいままでの藤山・フルシチヨフ会談の結果の帰国第一号の方ということになるわけがありますが、すでに一人帰つておられますので、手続の済み次第、あるいは便船のあり次第、逐次こちらに帰つてこられるのではないかというふうに予測しております。なぜこれらの方々が、帰国希望がありながら、今まで帰国できなかつたかということとであります。が、これは主としてこれらの方々がいわゆる朝鮮人の夫を持つておられる方が多いわけであります。したがいまして、自分一人なら比較的早く帰れたわけであります。が、夫である朝鮮人の出国の許可が出ないために、結局夫と別れるのは忍びないということで、今まで向こうにとどまつておられた方が多いようであります。それがこの間帰られた方の例にもありますように、初めて今回、藤山・フルシチヨフ会談の成果だと思いますが、夫である朝鮮人の出国も許されましても、入国許可が出たわけでありまして、こちらに帰つてこられたわけであります。夫である朝鮮人の方も、一応日本で、一年間の期限つきではありますけれども、入国許可が出たわけであるまして、仙台の近くの実家に落ちつかれたということであります。したがいまして、おそらく今後二百人の方が、近い将来において逐次帰つてこられるであろうというふうに予想しておる次第であります。

をいたすことにしておりまして、日本赤十字社等を通じて援助をいたしておるわけであります。中国の広い地域でありますので、なかなかそういう趣旨が伝わらなかつた方もあるのではないかとうふうに考えられます。あるいは中共政府がなかなか出国許可を出さなかつたというふうな事情もありまして、おくれておる方が多いと思ひます。しかし最近、少しづつではありますけれども、帰ってきておられますので、この模様でいきますと、おそらく從来にも増して帰國者数が逐次ふえてくるのではないかと考へております。ただし、お帰りになる方の事情を見ますと、大体現地で夫と別れてこられる方が非常に多いわけであります。大体女の方は、夫と別れて子供を連れてこられる方もありますし、連れないで単身帰られる方もありますが帰ってこられる。そういうふうな、夫と別れるというようなことも、やはり一つの帰国しにくい理由ではないかと、いうふうにも考えられる次第でございます。

うした問題について、今後とも国として真剣に努力を続けていただきたいと思いますが、その意図があるか、その意思を徳永政務次官から御表明をいただきたいと思います。

○**徳永政府委員** お説全く同感でございまして、そのとおりだと思います。政府は今後とも格段の努力を払つてしまらなければならぬと思っております。

○**橋本(龍)委員** 昨年一月七日の閣議に、おきまして、戦没者各位に対する叙位叙勲の復活といふものが決定されました。四月二十五日に第一回、続いてたしか五月三十日と記憶しておりますが、第二回の戦没者叙勲が行なわれました。当時はなお相当むずかしい議論もありましたけれども、御遺族各位の中においては、物質的に不満足ながらも國は援護の手を伸ばしてくれたが、戦没された方々に対する精神的な國としての感謝も、また弔意というものが示されなかつた過去を対して、この戦没者の叙位叙勲というものが非常に好感を持って迎えられたことは当局もよく御知りのことだと思います。ところが當時、戦没者に対する叙位及び叙勲の事務の終了には五ヵ年間かかると予定をされておつたようになりますけれども、その後の進捗状況はどうのようになつておりますか、この点についてお答えいただきたいと申します。

○**徳永政府委員** 戦没者の叙位叙勲の対象は、約二百万件と推定しておるのでございますが、本年度から五ヵ年計画でこれを処理するよう進められております。本年度は近く発令する予定とされているものを含めまして、総数約十二万八千名に叙勲の発令が行なわれるわけでございますが、引き続きまして明年度は約三十万件の叙勲と叙位を行なう予定で、さらにその以後におきましても、これの増加をはかる計画で進んでおる次第でございます。

○**橋本(龍)委員** これに伴いまして、次官はじめ当局にぜひお考えをいただきたい点があります。保護ということば、のことばが含む意味は、たゞ

だ単に国が差し伸べる物質的な支援の手、これのみをさすことでは決してないと私は考へています。過ぐる大戦の最中に、私はまだ幼い子供でしたけれども、その私たちでも、召集されて家族や友人に送られながら入営していかれる方々の姿といふものは、いまだに忘れることができずに、心の中に残っておりますけれども、そうした方々が入営する際、あるいはまた外地へ出征していくかる際に、死んだら靖国神社の森で会おうじゃないかと言いかわしながら見送られて出発していかれた光景と、いうものは、当時幼かった私どもにとっても、これはおそらく一生涯忘れられない記憶の一つかであろうと思います。当時、國も、なくならされた方々に対しても、護國の英靈として靖国神社に合祀することを約しておる。国民もまたそれを信じておりました。今日戦没された方々の大半はすでに合祀されておりますけれども、種々の状況により、あるいは敗戦の後に戦中の傷病が原因となって没せられた、そうした方々の中で、当然同じようく護國の英靈として靖国神社に祭られるべき方々、そうした方々がいまなお合祀されずそのままになつておられる方もあるやに聞いておられます。先日たまたま私は宮崎県に遊説でまいりました。そのときに、ある未「人」の方から、自分の夫が戦後しばらくして戦時の負傷がもとで死んだが、ほかの戦没者の方々がみな護國の英靈として靖国神社に祭られ、最近県下の遺族の方々が集団で靖国神社に参拝をなさる。自分の夫はその中には祭られていない。子供ももう間もなく成人式を迎えるようとしているけれども、いまだになぜ自分の父親だけが同じ戦争のために命を失いながら、他の戦没者の方々と同じように祭つていただけないのか納得がいかないでいる。ほかの方と同じようにお参りをしても、最も愛していた自分の夫がこの中には眠っていないと思うと、むしょうにさびしくなる、こうしたお話を私は聞いて帰つてまいりました。一宗教法人となつております現在の靖国神社に対して、國が容喙することの許されぬことは私も存しております。この問題に対し

て國に發言權のないことも存じておりますけれども、國として戰没された方々に対し示し得るきわめて少ない感謝の心と弔意をあわせて表明する方法の一つとして、こうした問題に対しても、ぜひ私は政府の御考慮をいただきたいと思います。援護というものは決して物質のみではない。遺族各位に対しては、精神的な面の表明もまた非常に大きな慰めとなるのであると私は考えておりますけれども、政府としていかがお考へになるか、次官からお答えをいただきたいと思います。

○德永政府委員 この問題は、御説の中にもございましたように、國家行事を離れた問題でございまして、いま政府がこれにどうこうするというわけにはまいらぬわけでございますが、貴重な御意見として承つておきたいと存じます。

○橋本(龍)委員 以上で私の質問の大要を尽くしましたけれども、この際特に申し添えておきたい点があります。およそ法の運用の妙はその人により。古いことばの中にありますけれども、今日まで改正に改正を重ねてまいりました援護法におきましても、なお現在において、あるいは立証が困難なために、あるいはたまたま法の定める期間より多少長生きをせられたという理由だけで、当然援護を受けしかるべき方々の中に、あるいはその他種々の事情によって今までに未処遇となり、何ら援護の手を差し伸べられないままに泣いておられる方々が全国にはまだ相当残つております。今回もまた改正が行なわれるわけでありますけれども、願わくは法の運用においてその精神を生かして、できるだけそのワクを広げて、未処遇の方の一人でも救うことができますように、あたたかい心での御努力をお願いいたします。

最後に、私は、全國戰没者追悼式についてお尋ねをいたしたいと思います。全國戰没者追悼式もことしで三回を迎えます。本年は特に戰後二十周年でありますし、国民の心もまた、過ぐる大戦を回顧して、この戦争によつて物故せられた方に對してあらためて弔意を示そうとしているようになります。今年においてこの規模ができるだけ広

○徳永政樹委員 本年は終戦二十周年でもございまして、私どもの家庭の法要にいたしましても、五年とか、七年とか、十三年とか、いろいろ区切りがあるわけでございますが、二十周年を迎えてました今年度は、いま御説がございましたように、人数もふやし、また盛大な慰靈の追悼式を行いたいと思っております。なあ、この問題につきましてはいろいろ御議論をあらうと思うのでございますが、大方の御意見を聆聽いたしまして、国民的な行事というふうに取り行ないたい、かように考えておる次第でございません。

○小沢(辰)委員 ちょっと関連して一言お伺いしたいのですが、私は、昭和三十四年の十二月に第一船を出しましてから、昭和三十五年の六月まで朝鮮人の帰還問題を担当しておりましたときに、朝鮮の引き取りにおいての代表に、日赤の社長、副社長と一緒に、北朝鮮における生死不明の人名簿、推定名簿を出しまして、早急に調査をしてもらいたいという要望をしたところが、できるだけひとつ努力をいたしました。たが、その後寡聞にして回答があつたということでしたら、北朝鮮における生死不明の情報を聞かないのですが、そういうような、先ほど櫛本先生が質問をしておられましたが、在外の生死不明あるいはその他の調査について、北朝鮮関係者はたしか相当の数があつたと思います。その後明確になつておるかどうか、一言だけお伺いしておきたい。

○鈴村政府委員 お答えいたします。

ただいまの御質問でございますが、結局北朝鮮側からはいまだに何の回答もないようでございます。

○**錦村政府委員** お答えいたします。
北鮮等につきまして、再三催促をした事実、あるよう聞いております。しかしいまだに回答がないようであります。それからソビエトにつきましては、去年藤山愛一郎氏がフルシチヨフ前首相に会われたときに、約三千人へのばるソ連地区の行方不明者の調査についてお願いしたところが、それではことしの十月までにもう一度調査した上で回答をするという話でありますので、おそらくことしの十月までに何らかの回答があるのじやないかというふうに期待をしておる次第であります。

○**小沢(辰)委員** 厚生政務次官に要望いたしておきますが、やはりこれは橋本先生がさつきの質問で言われましたように、留守家族の者にとりましては、非常に大事な問題でございます。もうすでに終戦後二十年でござりますから、もつと積極的に調査をし、回答をもらうように、これは人道上、国際法上も当然のこととござりますから、そういう努力を要望いたしまして、関連質問を終わります。

○**松澤委員長** 政府側に委員長から申し上げます。

国会の答弁に対しては責任を持つて、その責任を果たすように御努力を願います。

○**橋本(龍)委員** それこそ世間で、もはや戦後ではないということばが使われ出してから相当長くなっています。しかし收戦二十周年を迎えることになって、いまだにこうした問題が残され、こうしたことは、問題での議論を続けなければならないことは、私たちは非常に残念に思います。おそらくこの委員会の

こうした問題の根本的な解決というものは、これ以上延ばすことはできません。一日も早く戦争犠牲者の御遺族が納得のできるような処置を願わなければならぬと思ひますが、現在の援護法になりました。まだ軍人、軍属の御遺族に対し不十分な処置しか与えられておらない。動員学徒あるいは徴用工等の方々に対し、改正すべき余地は相当広範に残されておるよう思います。その他未戻還者の問題あるいはまだ海外に放置せられておる御遺骨の問題等、私どもが解決いたさなければならぬ諸点はいろいろ多数残されております。先ほど次官より御答弁をいただきました全国戦没者慰靈祭、第一回は日比谷で、第二回は靖国神社の大鳥居のものでそれをおこそかに奉行せられました。特に昨年靖国神社の大鳥居の前において行なわれました追悼式は、非常に印象深く私の心に刻み込まれたのです。年来私は靖国神社を国家において護持すべきであると考えております。この問題が議論され始めましてからすでに非常に長くなっています。本日それをこの席で繰り返すつもりはございません。憲法あるいは宗教法人法の規定をもってこの問題を云々せられる方もございますが、その他にもいろいろの御議論もあるようです。また野党筋の各位においても非常に根強い反対論をお持ちのことも私はよく存じています。しかし、少なくとも第二次世界大戦が終結するまでの間に、國は国民に対して護国の大義をこの神殿に祭ることを誓つてまいりました。國が國民に対して誓つた以上、ことには戦没された方々に対しても、私は、靖国神社だけは憲法の上での議論としてではなく、國の誠意として責任を持って護持すべきものであるとかたく信じております。

これは製薬会社の立場としては、当然監督官庁の私のほうに報告があつてしかるべきだとは思っておりますが、必ずしもその辺は、医師の監督のもとに行なわれておる仕事であり、また、薬務行政の介入できない部面であるといふやうな点もございまして、なかなか情報としてはキヤツチできなかつたという事情もあったわけござります。その辺は、事情御了承の上、当時の事情とそれから今回起つた事件の中身等につきましても、表ざたになつて初めて大臣なり何なりに報告をせざるを得ないということに相なつたわけでござります。

○小林委員 この問題は、率直に言いますが、一つには基本的な人権侵害の問題がありますよ。あとでこの法律論争はやります。

それから第二番目には、いまも、もうもろの欠陥があるよう言はれただれども、厚生行政、薬務行政はこのままの状態でいいのかということがあります。おっしゃるとおり事故が起きるまで厚生省は何ら責任がない、薬事法によってこの事件の経過における何らの指示監督もできないということがきことは、裏を返せば、この事件の過程において、人体実験をやられていかに人間が殺されたところで、厚生省のいまの行政では手も足も出ないということになるのだ。そういうことが、一體理屈として認められるかどうかという問題です。

第三番目には、やはり企業のあり方だ。これはきわめて人間軽視の思想です。利潤追求なんだ。ほかの会社よりも早く利益をあげて早くもうけたいというその目的は、ただ一つ会社の利益追求で、かくまでも軽視せられているということだ。この薬という企業をこうした形で一体野放しにしておくのがいいかどうかということは、多くの問題がありますよ。なお言えば、厚生省と薬屋との結びつきの中には、目に見えない——私は汚職があるとか、あるいは贈収賄があるとかいうまでは確信を持って申し上げるわけではございません

んけれども、それに近いような醜態な幾重のからくりが行なわれておる。厚生省の業務局に薬屋の監督をさせることは、強盗の番をどうぼうにさせるのと同じだ、こういうことを極言しておる者がいる。私はそのことばが極言であるかないか、あとでいろいろ申し上げますが、ただ、いまも言うように、大臣はこの問題は事件として済んだではないのですよ、あなた。そういうふうにあなたをおっしゃる。そのことはだが、あなたはまだ実態をちつともつかんでおりませんよ。大臣、事件は済んだなんというものではないのです。済んでいないのですよ、あなた。そういうふうにあなたが、人間の生命がこれほど軽く扱われるている問題を、もう事件として終わりましたなどというような形で報告を受けて、そして軽くそれを流そうとされるから、問題が、いつまでたったところで真相が究明されていかないのです。私、申し上げましょうか。十月十五日に人体実験がされて、その薬を知っていますか、私、説明してあげましょうか。私はいまここにこの薬を持ってきませんでしがれども、黄色い色をした八つ入りの袋です。一枚八つのシール製のものなんです。これが八つ入っている。朝三つ飲ませるのであります。それから昼飯に二つ、夕飯に三つ飲ませる。八個ずつ、これで一日分ですが、入っている。それを、百八十七名の人体を二級に分けて、片方には、同じ色をした、同じ形をしたものだけれども、それはにせものなんだ、にせものを飲まして、そして半分には新薬を飲ました。それも、飲ませるために二週間分飲ませなくてはならぬといって、それを十四枚持たせた。八個の十四枚ですから百十二個です。その百十二個を社員に飲ませたわけだ。片方のほうは、同じものを十四枚渡したが、これは色かと聞いたときに、薬品学術部第二課長佐々木信元なる者が、副作用はない、こう言つてゐるんです。飲みたくないたけれども、社員という身を拘束されているしがない身の上であれば飲まざる

を得ない。精神的拘束力の前に彼らはやむを得ないです。これはこの新聞にも報道されているごとく、飲まなかつた社員はその後上役と衝突いたしました。上役のおぼしめしよからず、彼は非常に逍遙を受けるという形になつてゐる。ほかの人も飲んだんです。ところが飲んでたつた一日もおかないうちに、もはや症状が出た人がありますよ。十六日、飲んでもう症状が出てきた。その症状は何ですか、その自覚症状は何ですか。私は全部調べてあるんだ。第一番みましようか。私は全部調べてあるんだ。第一番にくるものは頭の重さです、頭重。次が頭痛です。目まい、全身倦怠、脱力感、肩のこり、熱感、発熱、食欲不振、吐き気、腹部膨脹感。次には心窓部痛、腹痛、下痢、便秘、発しん、黄疸、搔感、咽頭痛、耳鳴り、腰痛と、こういふをうにずっと病状があらわれてきました。いいですか、大臣。その結果どうもぐあいが悪いからと言つて苦痛を訴える人があつても、まあ一、三日でなおれるだろから、薬はそのまま続けていってくれ。やめさせないのですよ。そのとき名古屋では、病院のお医者さんに頼んで診察をしてもらつたんだけれども、そのお医者さんも中止を命じなかつたのです。そこに一つ、私は重大なまた医療行政の欠陥があると思う。やめさせない。続けて飲んだらそのうちになおるだろ。いいですか。そういうようなことをやつてきたのですから、どうとうたまなくなつて、途中でやはり社員が、会社には悪いと思いながらも、苦しいものでありますから、ついに途中で服薬をやめたのであります。が、その結果、東京関係で十三名が入院した、名古屋関係で四名、計十七名が入院したのであります。なん女の盛りであります、その未婚の女性が二十四歳にして死亡しているんです。病名は骨硬化症、ガンの骨髄転位です。入院いたしましたのがまだ未婚者にして二十四歳、花なればまさに咲か

のが三十九年二月二十七日です。こういうような結果なんですよ。こればかりではないのですけれども、あなたたはこういう実情を一々お聞きになりましたか。問題はもう終わっているなんて簡単なものではないのですよ。この現実の重要性というものをあなたに認識していただかなければ、結果に対する処置というものはできないから、私はここで説明しているのです。いいですか。それに対して会社では、この人の死亡に對して、これはいまの抗ビールスとは関係がない、こう言つてゐる。関係はありませんか。厚生省業務局長は、会社の宣伝どおり、彼女の死亡はモルモット人体実験と関係がないと考えておられるかどうか、あなたの調査の結果をお聞かせ願いたい。

ことによつて、しかも社員の身分を保持することによって会社の責任が済んだかのごとく考えていい、その根性がいかにも憎くてたまらない。私は、あなたたちもそういう解釈をしたと思います。こういうようないまの階級的な国家観の中に、おいて、資本家だとおぼつかないが、経営者だとか、あるいは炭鉱の経営者だとか、あるいは鐵道の総裁だとか、こういう者が当然にやらなければならぬ注意事項、そういうものを怠つて、炭鉱では何百人の人間を殺し、汽車では何百人の人間を殺し、葬屋はこうして人間をモルモットにして殺していくことに対して、みんな考え方は一貫している。社員の身分であとさえ保障してやれば、そうして何か弔慰金でも出しておけば、りっぱに責任を果たしたというような考え方がある。いまの日本の支配階級における一つのものの考え方なんです。それで事故が絶えないのですよ。あなたたちもそう思っているのだ。冗談じゃない。刑法学者はみんな言つておりますよ。これは一般市民犯罪だ、自由もきかないものを押しつけて、これを飲ませれば事故が起きて命があぶないのだ、必ず事故が起きると知りながらそういうことをやらせるのは刑法上の殺人罪だ、車の運転手が事故で人をひいたり、あるいは道ばたで三輪車が人を殺したというので刑の八年や十年食らうのよりは、もっと悪質な殺人罪だと刑法学者は判断している。残念ながらあなたたちはそう判断されない。(「聞いてみろ」と呼ぶ者あり)いや、おいおいきますよ。

がいかにすうすうしいものであるか、この薬とは
関係がないなどという、こういうことで世人をご
まかしている。いいですか。薬務局長はいみじく
も原因があると言われたから、この問題はあるた
の答弁で一応私はこの追及をやめまするけれど
も、そのほかに、いまなお田島昌子さんといふ御
婦人がいらっしゃる。この人ばかりじゃない。こ
れども、そういう婦人の方々は、いずれも生理
が異常です。その異常ある中の一人の田島昌子
さんという女子は、いまでも婦人科の病院にお通
いになつていらるのでありまするが、この方は
排卵がないのです。結婚しても子供ができぬで
す。こういう状態で、いまだ病院通いをしてい
る。非常に彼女はショックを受けている。人間と生
まれて、結婚して子供が生まれないということを
予告せられる者のつらさ、これはものの考え方
によつては、事実上人間の子孫繁榮のもとを根絶
してしまうのだから——多産系で子供が十五人も
二十人もいるから、これから先生まぬようにな
手術をしよう、これはけつこうだが、いまだ未婚
の婦人にして、結婚しても子供が生まれないよう
な異常なからだにさせられるということは、死刑
にも値するようなたいへんなことです。ただ、こ
ういうことも、彼女をして言わしむるならば、そ
の薬を飲む前に確かにいわゆる子供を生める卵が
あつたかどうかという証明書がないから、排卵が
ないと言つたところで、会社のほうから、おま
え、薬を飲まない前からなかつたのだろう、こう
言わればそれを反駁する証明がない、こういう
一つの悩みは持つておりまするけれども、普通健
康な婦人ならば、まずまず子供を生む能力は当然
あってしかるべきでありまして、それがいまのこ
ういうような薬を飲まされてからなくなつて、いる
という、こういう事実であります。しかも、その
ほかに入院いたしている者は、平均いたしまして

性才殊適之代理銀庫、委員等官

大体二ヶ月、昭和四十年の今日まで、いままお退院しても通院をしています。通院している者がかれどもいる、こういう状況です。どうですか。一体これで問題が解決したなんというものじやございませんでしょ。重大な問題じやないですか。
○神田国務大臣 いま小林委員からささいに承りまして、私、深くがく然としておる次第であります。
〔井村委員長代理退席、委員長着席〕
けさ新聞を見たときには、非常な憤りを感じまして調査を命じたわけございまして、たまたま御承知のように、午前中は参議院の予算委員会、午後も本衆議院の社労等がありましたし、また午後も本会議、こうした社労という委員会でございまして、調査をつまびらかにする時間的余裕がなくて、十分私承知していないかったことをまことに遺憾に存じます。しかし、いま幸いにして小林委員からこの間の事情をさしいに承りましたし、まことに、先ほど来繰り返しておりますが、私はがく然とし、あ然としておる次第であります。これが何とかやはり業務行政の一つの盲点というか、失点というか、これは非常に考えなければならぬことと考へております。元来、少なくとも業務行政といふものは、最近世上の議論が出てまいりまして、いろいろ考え方をさせられることがあります。こう考へておったのでございますが、いまのような時点を者がえますと、これはひとつ相当思い切った考え方をします。これは言語道断といわなければならぬと思ひます。これは言語道断といわなければならぬことは申しわけないのでございますが、いまいろいろお聞かせ願つたわけでございますが、十分これは調べまして、そしてひとつ措置しなければならぬ、こう考へる次第でござります。

小林委員

○小林委員 私は、事実の問題でまだいろいろ申し上げたいことがあります。事実問題は、あとでまた御要求があれば、会社がそれに対してもういう治療をやつて、家族に対してどんな見舞いをし、入院費や治療費や勤労中の賃金をどんぐりあいにしておるかということは、私は詳しく調べておる。私が調べておるのだから、ましてあなたの方は権力を握つておるのだから、私よりもっと詳しく調べていなければならぬはずぢやないか。やはり問題のとらえ方が、私は少し甘いのぢやないかと思うのです。あなたもおっしゃるとおり、参議院へ行つたり衆議院へ来たりしてお忙しいから、あなたが調べるわけにはいかないだろうけれども、あなたにはこれだけの下僚がいるじやないか。ほんとうに問題が重要だと思つたら、そんなことは、いま少し私以上に詳しく調べていなければならぬはずぢやないですか。ぼくの言いたいことは、大臣が知らぬということぢやない、問題のとらえ方、あるいは問題の重要性に対する認識のしかたが甘いのぢやないか。おそらく厚生省は、まだ人の命というものを私らが考えるほどそう重要な視していられない証拠じやないかといふその一点が、いかにも私はものさびしいということを申し上げておるのであります。人の命が大切だというならば、いま少し真剣に事実を調査されてしかるべきじゃないか。私は、そこで、業務局長が先ほども言われました、新薬の場合でも発売前には人体実験の臨床データがなければ許可がおりない制度になつておる、大臣も言われました。ところが、ガソント結核と抗生物質だけで、あとの中は薬事法上何らの制約もない、こうおっしゃいました。そのとおりでございましましよう。けれども、あなたの方は、業務行政をおやりになるのであれば、そういうふうな新薬の実験の過程において、一休これが危険性があるかないかぐらいは、あなたたちにはやはりあらゆる資料に基づいて――そのために専門家も、業務局にも厚生省にも山ほどおるのだから、私はちゃんとデータをおつかみになつていたと思う。私をして悪意を持って言わしむるなら

文も出されておる、発行されてきておる、これはあぶないぞという記事があるにもかわらず、薬屋がこれだけの事故を起こすまで黙つて見ていらされたところに、悪意の推定をすれば、やはり厚生省と薬屋と結びついて、危険であるとは知りながら黙視して、最悪の事態にまで突つ走らしめた。薬務局長、あなたは首をかしげられておる、あなたは正直な人だ、あなたがおやりになつたのいやないが、あなたはなかなか清潔な人だから。けれども、私は厚生行政全般の上からそう疑つて見ざるを得ない。というのは、たんとここにもありますし、私のノートにある。ここに「人権侵害書実調査申立書」の中にも書いてある。第一、昭和三十八年の五月一日——この事件が起きたのは七月十五日ですから、その五カ月前の五月一日発行の「内科」という専門誌、これは厚生省にもいつているでしょう。その「内科」の八六二ページには、北本治という東大の伝研付属病院の病院長が、「抗ビールス物質中の左記の記載」——動物とか人とかということばを実験には用いますが、その人間です。「人では副作用として肝炎が認められた。」これはいま病院へ十七人も入っている人はみな肝炎です。肝臓をやられているのです。そのときにこの付属病院長は、すでに人では副作用として肝炎が認められたということを発表しておられた。なお、同じく三十八年四月五日の「薬局」という雑誌、ありますでしょ、その九五ページでは、北山徹先生が、「インフルエンザの化学療法」中の記載の中で、やはり「人に用いた場合、肝炎はみならぬ肝炎です。肝臓をやられているのです。その他の副作用があることが判明して一般に使用されていない。」ちゃんとこういうように学者が発表しているのですよ。まだ資料があります。なそれぞれ権威ある雑誌で発表しているじゃありませんか。まだ出しましようか。しかもその前も、ネズミをどこかで使用した場合、これは中村兼

次、関東通信病院小児科、抗ビールス剤のインフルエンザに対する実験的、臨床的使用成績、こういう発表の中にも、「マウスによる実験結果の解説による」と、インフルエンザに感染したマウスにキセナラミンを使用すると、使用しないものより体重が減り、生存率が低い」、ちゃんとこういう同研究したものとして載っているじゃありませんか。これほど幾多の場面において、こいつはあるまいの、必ず肝臓をやられる、ネズミでも生命が減っていくし、副作用があるのだと言つていてもかかわらず、あなた方は何ですか。こういう記事が、あなた方は雑誌をとつておるし、みんないっているはずにもかかわらず、そのままこういいう実験をやって、そうしてこういう結果を起こしておるということは、厚生省の監督行政の中にこれは責任なしとは言えないと思う。一休この問題をどうお考えになりますか。

ざいます。結局、治験例の収集をやります場合に、学者の先生から頼まれて、学者の先生がなおかつ必要な治験例の収集をしたいというようなことをでもって行なわれたというふうに私どもは報告を聞いておるわけでございまして、これが社員に聞いておるわけでございまして、これが社員について行なつたということにつきましては確実に、御指摘のように私どもは問題だと思いますが、治験例の収集の段階において、医師の責任のもとに行なわれます治療行為その他のことにつきましては、薬務行政としてこれが介入する余地がないわけでございまして、その点、この事件につきましていろいろ問題はあるらかと思いますが、あくまでも治験段階の事故であるという点に、この問題の内在した複雑な問題があるということを御了承いただきたいと思います。

がこれを研究して、そして同年の四月、五月ごろは肝炎という副作用があつてこれは非常に危険だということは、学界の定説になっている。厚生省としては当然知つていなければならぬ問題ではないかと思う。雑誌の名を申し上げたように、あらゆる雑誌にあげられたように、これは危険だとう、そういう学界の定説になつていてもかかわらず、それをやはり厚生省の段階では何ともできないと言つてそのまま放任しておいて、ついに一會社と一教授との委託行政に基づく実験でこういう大きな犠牲者が出て、その犠牲者が出たあとで初めて会社を呼んで厳重な警告を厚生省の業務局長がやるという、それだけのことしかできないのかと言つておられるのです。そんなことしかできないならば、こういうふうに学者があらゆる研究をして危険だ、危険だと警告をし、あらゆる雑誌にそれを発表しても何も効果がない。一製薬会社の利益のために学者が引きずり出され、そうして人間は次から次へとモルモットにされていく形といふものを押えることはできないのかと言うのです。あらゆる学者が研究して、これはもう危険だという世論があつても、それでも厚生省としては監督行政上打つべき手がないというのか。なければ将来一体これをこのままにしておくべきなのかどうか。どうなんですか。

○小林委員 それは、私は医師の専門家のつもりで、高い教養と常識を疑うわけではありません。今回の場合なんか、特に東北大学の中村教授が主任となつて、何とかいう研究機関を持つてやつていらるのですから、中村教授個人を云々しようといふのじやないけれども、ただその依頼をする会社といふものは、これは企業会社なんですよ。特に薬界における激しい自由競争といいますか、この競争率の激しいこと、おそらく資本主義のものもろもの経済の中でもこれは一番激しいのじやないか。私は時間があればあとで大臣にお聞きしたいと思いますけれども、あのテレビやラジオやマスコミ等における薬屋の広告料といふものは、あらゆる企業の中で二番目だそうです。家庭電気器具の告料、維持費なんといふのは、みんな薬屋が持つてゐると言つてもいい。テレビやラジオやマスコミ等における薬屋の広告料といふものは、あらゆる企業の中で二番目だそうです。家庭電気器具の次だそうです。朝から見ていると、不老長寿の何か、肝臓の何とか、中高年の何とかという、まるで薬の広告の中に朝日をさしまし、薬の広告を見ながら眠つていくといふくらい激しい広告戦線の中で、みんなそういう形で大衆から搾取しているのだ。そういう中から学者をもしきらしくしたり、不当な金を出したりして研究の委託をしてしまつてそうでしょう。私は学者の良心を疑いません、りっぱな人ですか。けれども、薬屋のあらゆる手練手段で、彼らはもうけんかな、もうけるために手段を選ばず、そのため自分の社員までモルモットにするのです。そういう行政の現実の姿に監督官庁たる厚生省は、ただ医師の良心にまつ以外はない、薬屋の良心にまつ以外はない、われわれは携手傍観していく以外に手はないといふこの答弁は、私はいただきかねる。そんなことならば厚生大臣、薬務局なんかないほうが多い、あつて無益だから。なければ、私どもは国会で十分監督いたします。私のほうでしますよ。そんなものはあるまい。どうぞお聞きください。そなうじやありませんか。現実に

これほどの事故が起きている。その起きている原因は、いまも言つよう、もうけんかなといふ薬屋は、もうけるために学者に委託しなければならない。研究を委託して自分の社員をモルモットにしておきたい。しかし、こういふ形は将来続いていくつもりであります。厚生省としては何ら打つべき手はございませんが、厚生省として何ら打つべき手はございません。厚生省の良心にまつほかはありません、われわれはそういうことをじや満足できないですね。委員長、ひとつ確信ある答弁を促してください。

○神田国務大臣 いまお述べになりましたように、社員を使って新薬の実験をする、こういふようなことは私は不都合であり、けしからぬことだと思います。厚生省といたしましても、これはそういう事件を耳にしました際に全国に通達いたしまして、そういうことは取りやめるようにしておきたいと承知いたしております。

○熊崎政府委員 現在の新薬開発の場合の一般的なやり方を、ちょっと私から簡単に申し上げたいと思います。

例のサリドマイドベビー問題を契機といたしまして、薬の安全性の問題について、学界その他製薬業界を含めまして、非常に憶重なる取り扱いをいたさなければならないといふことで、まず胎児実験をやる。新しい開発をやる場合には動物実験をやりますが、しかも動物実験の中に生まれた子供がどのようになるかといふ胎児実験をやる。新薬開発の場合には動物実験をやりますといふことで、非常な嚴重な、むしろ酷に過るといふふうな批判も出ておるくらいの嚴重な規制を現在のところやつておるわけでございまし

て、したがって、新薬の許可申請といいますものは年々少なくなつてしまいまして、現在は、年間三十ないし四十件くらいといふふうになつておるわけでございます。

御指摘のただいま問題になつております事件は、その新薬開発の過程におきまして起こりました事件であり、また会社自体が非常に大きな会社ではございませんし、その新薬許可申請の過程におきまして、動物実験を十分完全にやり、また臨床データを完全に収集しようとした段階での事故でございまして、そういう事件を契機として、業界のほうには、ますます不測の事故が起らぬないように十分取り扱いに慎重を期するように、その後もたびたびの機会に私どもからは厳重注意をいたしております次第でございます。

○小林委員 それはあなたの方の厳重注意の御苦労は御苦労ですけれども、あなたもそのうちにはまた薬務局長をおやめになるだらうし、そうすれば、あなたの厳重警告といふものは一ぺんで終わってしまう。しかし、人命といふものは将来にわたつて長いのです。何といっても根本的な原因は、新薬ブームで、何でも他の会社の先を越す、一歩でも越してもうけんかなといふおそれべき企業の利益追求の精神、企業意識、これがこういう人体実験やら死亡者を出しておる問題のすべての根本の理由なんですよ。大臣、いいですか。あなたお話し中でしたからもう一回言いますけれども、こういうことが起きてくる根本の理由は、あなたお話し中でしたからもう一回言いますけれども、こういうことが起きてくる根本の理由は、乱立する企業の中で、一歩でも早く自分の同業者が抜いて、新しい薬で先を越してひとつも負けたがどんかいたしましても、これが抑制できる、修正ができるなんて、世の中はそんなに甘ちよろくなのです。この企業意識を、あなたは、厚生省の薬務局長の一片の通達や口頭の厳重な取り締まりを抜いて、新しい薬で先を越してひとつも負けたがどんかいたしましても、これが抑制できる、修正ができるなんて、世の中はそんなに甘ちよろくなのですよ。そんな甘ちよろい考え方でおられるから、人命軽視の思想といふものが絶えない、あとからあとかから事故が起きてくる。あなたは、新薬の許可は少くなつたと言つけれども、サリドマ

イドから、厚生省の貧弱な薬務行政のために幾人の人が犠牲になつていますか。人間の命は地球よりも重しとは、いみじくもだれかが言つた。そのとうとい人間の命を、薬務行政のために何百人殺すのだ。何をやつてゐるのだ、だれが守るのだ。それを守れない厚生省なんか要らない。だれが守る。なぜ直さない。監督官庁に不備があるのなら、なぜ法律の修正を出さない。こういう資本主義経済の中だからそういう法律ができない、その裏を返せば、資本主義経済の中においては人間の命を殺すのを黙つて見ておる、こういうことだけ。こういうおそろい思想があるから、われわれは黙つて見ておるわけにはいかない。いいですか。そんな資本主義の世の中でも——もちろん社会主义の国家と、いうものは、人の命といふものを殺すのだ。何をやつてゐるのだ、だれが守るのだ。それを承知しておつたかどうか。承知しながら、なれば非常に危険性があるということを、一休会社が承知しておつたかどうか。承知しながら、なれば危険だけれども、まあまあ危険が出ること

ないじやないか、立場を変えれば私はそういう理屈も出てくると思います。その点は、まことに気の毒だ。将来の保障がないのだ。けれどもしかしいまそのために人間の生命が非常に軽視せられている。これだけの多くの事故はそういうことを間接の理由にしている。何らかの因果関係があるとばいけませんよ大臣。いわゆる薬の実験機関を別個に国が設けるか、どうですか。あるいは厚生省の役人と薬会社とのそういう天下り人事の結びつきを何とか断ち切るか、抜本的な方法を講じなくちやならぬ。大臣、ひとつどうですか。

○神田國務大臣　ただいま小林委員のお述べになりましたように、薬務局の製薬を担当しておる課長あるいは係がそれぞれ年輩になってやめて、そ

して製薬業界に入る、あるいは製薬団体に入ると

いうことは、そこですぐ不正と結びつくといふことでは私はなかろうと思います。しかし、それ

じや全然つかぬかということになりますと、これはいやつかないのだと言い切ることでもないの

じやないかと思います。これはやはり人によりましてはそういうことを好む人もあるうかと思いま

す。ですから、これは人によることでございま

して清廉剛直の士もございますし、また人によりましてはそういうことを好む人もあるうかと思いま

す。だから、これは人によることでございま

す。ただしかし、いまお述べになつたように、そういうことは好ましくないという反面は私も同感でございます。そこで、じや一休ど

うすればいいかという問題でございます。いまもお話をございましたように、たとえば厚生省の外

局としてあるいは外郭団体でもけつこうでござりますが、日本の薬業界、薬学の進歩のために、

何かりつけな機関ができて、そこでいろいろな実験過程を経てそれが企業化されていく、こうい

うようなことはどうだという御意見であるならば、それは私は非常に望ましいことだと考えてお

ります。しかし、この段階でこういうのと結びついてすぐそういう団体ができるかどうかというこ

とになりますと、これはいますぐできるともできないともちょっと申し上げにくいのじやなかろうか、ただ問題はいろいろ誤解もあるううと思いまし、また私は小林さんのおっしゃつたことは誤解でない、ほんとうのこともあるのだという御意見、これも私はそうじやないと否定する材料を持っておりません。でございますから、今後のいわゆる薬事行政をどうするかという問題はひとつ真剣に取り組んで、いわゆる人間尊重の立場、しかもまた貿易自由化を前提にした世界との競争に立てるわけございますから、そういう観点に立てるわけをかる、こういう指導をするべきではないか、私はこういう考え方であります。

○小林委員　いま大臣がいろいろおっしゃいまし

たけれども、私は人の問題ではないと思う。人間

といふものは資本主義の世の中に生きていくため

に、薬屋なんていふものは利益が目的なんだから、自分の会社に利益にならないような剛直清廉な、

そんな厚生省の課長なんかだれが雇うのですか。やはりだんだん利益が上がって、会社のためにどこかうまい味があるからそういうやつを薬屋

は入れているし、また退職しようとする課長なん

ていうものは、自分の行こうとする会社のために在官中から手心を加えるといふのは人情の機微で

す。加えないと言えうのです。そうですよ。しかし具体的に例があるかと言えば具体的に例はないといふのは、これは人情です。だからそんなこ

とは水かけ論で、大臣いかに言われてもだめだ。

その結びつきがある限りは薬務行政というものは公正を期しがたい。

時間がありませんから、この問題はまた将来の問題としてここで繰り返しますよ。この厚生省の

薬務局と薬屋とのひもつき関係は、どうしても断ち切らなければこういう事故を防ぐわけにはいきませんからどうしてもやります。あなたの方がやらぬと言えば、やるとおっしゃつた

ます。

それからいま一つ、ここで大臣約束していただ

きたいことは、なお言うように、この薬屋が確かに副作用の危険があることを知つていてその実験をやせたと確信するべきものがある。だから、ここで薬屋を呼んで、同時にひとつ実験に立ち会われた関係の専門家の中村教授も、ごめんどうでも御意見、これも私はそうじやないと否定する材料を持っておりません。でございますから、今後のいわゆる薬事行政をどうするかという問題はひとつ真剣に取り組んで、いわゆる人間尊重の立場、しかもまた貿易自由化を前提にした世界との競争に立てるわけございますから、そういう観点に立てるわけをかる、そして日本に立てる新規開発をやる、そして日本に立てる薬業界の躍進をはかる、こういう指導をするべきではないか、私はこういう考え方であります。

○小林委員　いま大臣がいろいろおっしゃいました。

それともちよつと申し上げにくいのじやなかろ

うか、ただ問題はいろいろ誤解もあるううと思いま

す。しかし、からだから皮がむけているのです。そ

ういう状態の中でおかつその中止を命じなかつたといふこと、そのうちなおるからとにかく二週間分だけ飲んでくれとその継続をすすめたとい

こと。この三点はいずれも人権に関する重大問題であると判断いたしますけれども、人権擁護局は

来ていただきて、前に副作用の危険があつたという発表をされた反対側のお医者さんも呼んでいた

だいて、会社がほんとうにこの危険があつたお

かつ実験をさしたかどうかということで明白にするために話をする。いまの薬務局長の答弁では明確になつていいのだから、やはりこれは実験の問題ですから、危険を知るためにいつでも実験をやられてはたまつたものじゃありませんから、こ

れはぜひひとつ呼んでいただきたい。

それから次に、人権擁護局長がお見えになつておるはずですからお尋ねしますが、今朝あなたの

ところに人権侵害事実調査申立書が提出せられました。その中には大体問題が三つ含まれているわ

けだ。第一番目には、社員が承諾をしたと言つておるけれども、現にその社員の中の一人は半強制的

にやられたという証言をしておりますけれども、実際問題としてその社員が服用を拒否できな

いようやく問題の中で問題の実験が行なわれたとおるけれども、現にその社員の中の一人は半強制

的にやられたという証言をしておりますけれども、実際問題としてその社員が服用を拒否できな

いようやく問題

りその場合には委託された病院なり研究機関の医師たる者が責任を負うということになつてくるわけでございます。ただ、その場合に、薬の種類によつていろいろと変わつてくると私は思うわけでございますが、たとえば、結核とか、ガンとか、あるいはらいとかというふうに長期間服用しなければならないものにつきましては、これは途中で不測の事故が起こる可能性もなきにしもあらず、また長期間知見例を集めるために、医薬品という形でこれが市中に販売されても困るというふうな点で、私どもはこういう長期間服用しなければならぬものについては届け出をさせるという取り扱いをいたしておるわけでございますが、御指摘のような薬につきましては、これはおそらく短期間の服用で足りるというふうな考え方の方もございまして、医師のほうも大体副作用についてはそういう心配がないというふうな判断を下したのではないかと考えて、それで会社側に委託したのではないか、こういうふうに私どもは考えておるわけでござります。

○小林委員 これは重大なポイントだからいま一

回聞きますが、あなたはガンと結核どちらをあげられた。

それは届け出が必要がある。あとは届け出る必要はない。しかし、人間に試薬を飲ます際には専門医の指導監督下に行なわれなければならないのは当然である。このことはあなたも認めておられる。ところが、この場合は医者の監督指導下でなかつたわけだ。そうでしょう。医者の監督下でなくして社員に薬を飲ませた。ではその責任はどうだがとる。あなたの話を聞くと、その責任は会社ではなくて、その指導監督に立ち会わなかつた医者に責任がある。こういうふうにもあなたの説明は聞こえる。医者の責任だと言うのか。会社側の責任だと言うのか。その立ち会わなかつた責任はどっちなんだということを、いま一ぺんはつきり言つてくれないか。私は頭が悪いからわからない。

○熊崎政府委員 その点は私どもも、責任の所在につきましては非常に慎重に検討する必要がある

と思いまして、いまここでどちらということの即断をすることは、ちょっともう少し検討の時間を与えていただきたいと思います。

○小林委員 では人権擁護局長、いまの問題について、試薬を飲ませるときには必ず医者は立ち会つていなければならぬのか。当然立ち会うべきなのに立ち会つていないで、会社の何とかという課長が、副作用がないからのみなさい言つて、百数十名の人に薬を飲ました。それで事故が発生したわけです。どつちの責任とお考えになりますか。

○鈴木(信)政府委員 その場の具体的な事実、ただいま御指摘のとおりかどうか。これはやはり事実を調査いたしまして、眞実はこうだということの前提に立つてお答えいたしたいと思います。いろいろ関係も複雑なようでありますから、ここでただいま結論的に責任者はだれだとこう簡単に割り切つてお答えするのは、現在では適当でなかろう、かように考えます。

○小林委員 刑事局長もお見えになつておるようですが、本問題はもう先ほどから一時間有余応答をいたしておりますので、事件の全貌はお知りになつておると思います。これに対し

て、刑事责任が発生しないかどうか。これほどの被害者が起きているのは、刑事责任はないおつしやるのかどうか。私は刑事责任について、その存否の問題にからんで専門家の意見をお聞かせ願いたいと思います。

○津田政府委員 ただいまの具体的な事案につきましては、もちろん事件として捜査をいたしておるわけではありません。私自身としては、本日承知したわけでございます。事件そのものといたしましては、人権擁護局に提訴がございまして、さ

らんあり得るというふうに考ております。あるいはそのこと自体、刑事责任を生ずること自体につきましては、いろいろ複雑な事実関係なり理屈が

あるわけでありますので、それを調査いたしました上でないと確たることは申し上げられませんけれども、まあ一番考えられるものとしては業務上過失傷害というものが考えられるのではないかと

いうふうに考えております。

○小林委員 刑事局長ですから、それほど政治問題をお尋ねするわけにはいかないと思うけれども、今度の国会の中ではしばしば論じられている問

題はそれなのです。鶴見の鉄道事故から三井三池の大惨事から今回の夕張炭鉱の問題から、これはだれが考えたって、やっぱり管理者、経営者がいわゆる専門的なそういう管理処置を誤つておるから

事故が起きている。ところが、わが日本では、残念ながら、あなた方も含めて、そういう経営者の管理責任だと注意責任だと業務上の特別の注意事項に対する刑事责任というものを非常に軽視を

している。だから、日本の管理者や経営者というのは何百人人を殺したってそれに對する深い反省というものが無い。彼らは、人を殺したあとに、かかるからぼつぼつやりましょかなんというう

きに、ぱあっと起きて何十人、何百人がもう死んだ。そういうような事故が起きたその炭鉱の社長あたりをひとつ死刑にしてみる。とぼくは言うの

だ。そうすると炭鉱の事故はなくなりますよ。私は責任を持って、なくなりますと言います。ああいうような過重労働をやる労働者を痛めつけて

いたいと思います。

○津田政府委員 ただいまの具体的な事案につきましては、もちろん事件として捜査をいたしておるわけではありません。私自身としては、本日承知したわけでございます。事件そのものといたしましては、人権擁護局に提訴がございまして、さ

らんあり得るというふうに考ております。あるいはそのこと自体、刑事责任を生ずること自体につきましては、いろいろ複雑な事実関係なり理屈が

あるわけでありますので、それを調査いたしました上でないと確たることは申し上げられませんけれども、まあ一番考えられるものとしては業務上過失傷害というものが考えられるのではないかと

いうふうに考えております。

○小林委員 刑事局長ですから、それほど政治問題をお尋ねするわけにはいかないと思うけれども、まあ一番考えられるものとしては業務上過失傷害というものが考えられるのではないかと

いうふうに考えております。

○津田政府委員 ただいまのお尋ねの自由意思で飲んだかどうかということでございますが、刑事责任申しますが、抽象的な問題としてお答えをするとすれば、刑事责任を生ずる場合もも

うに、若干自動車で人を殺したとか人をひいたと云ふようなときには、ぐんぐん刑罰を加重してかかるべきけれども、こういう経営者や資本家の

罪なんというものは、やれ犯意がないの、事故がかけしていくけれども、こういう経営者や資本家のないの、過失がなければ罪にならないとかといつ

ます。したがいまして、自分の利害得失を考えて飲むということになれば、そこに脅迫なり暴行なりといふものはないということを言わざるを得ないわけです。したがいまして、その辺は具体的な度の心理強制になればそれが脅迫になるかということが實際上の問題になる。それが法律問題になるというふうに申し上げるよりほかないとと思います。

○小林委員 刑事局長、いま一度聞きますが、あなた方はこの問題を刑事問題としてお取り上げになりますか、なりませんか。いまのところはお取り上げになる意思はありませんか。これだけ聞いておきましょう。

○津田政府委員 本件につきましては、本日私は承知いたしたわけですが、検察庁におきましても、もちろんかような重要な取り上げられている問題でありますから十分関心を有しておると思うのであります。したがいまして、刑事案件として取り上げる端緒があれば当然刑事案件として捜査を開始するものというふうに考えております。法務省といたしましては、直接この問題について検察庁を指揮するということにはもちろんならないことは事実であるというふうに私は考えております。

○小林委員 ともかく國民は非常に重大なる関心を持つて見ているのですから、あなた方はこの前のサリードマイドの問題から批判されているけれども、まだ検事局とか日本のそういう公益を守る機関においてこうした薬務行政において峻厳なる措置をおやりになつたということは残念ながら聞いていない。これもやはり、こういうことが次から次と起きてくる大きな間接的な原因の一つである。裁判所は別として、あなた方検事局なんといふものは時の権力によって動く。検事局なんといふのは、世論の動向を見ながら法律の運用に誤りを犯さなければならぬのだから、これから大きな事故が次から次と起きているんだから、

つまりわれわれ社会党なんかの金のない者の選挙違反なんかを追うのをやめて、こういうところをもう少しきちつとやつて、人命を尊重するというような措置を考えてもらわなければならぬと私は思う。私は強く要望いたしまして、私のほうではあなたの方のやり方をひとつ見せてもらいますから、早急に措置してもらいたい。
それから次に、私は人権擁護局長に申し上げますが、この際は、こういうことで提訴いたしましたこの中村晴子さん、御承知のとおり、これはどこの薬科大学を出て、薬剤師の身分をとつて会社につとめられた。いま二十四歳ですけれども、この問題を人権擁護局に申し出たことに対して本人は非常に悩んでいるのです。これを申し出したことによつて、彼女はあるいは職場を左遷されるんじゃないいか、会社に冷遇されるんじゃないいか、あるいはともすれば個別の措置を迫られるんではないか、ということを非常に心配いたしておるのであります。されども、こういう問題をあなたに申し立てました者の身分という関係を、あなたが一体どういうふうに擁護してくださるのか、擁護してくださる意思があるのかないのか、これを伺つておきたいと思うのであります。

○鈴木(信)政府委員 人権侵犯の事実ありとして提訴した結果、会社におきまして本人に対しても利益な差別待遇をするというふうなことがもしかりますけれども、これがまた別個に問題になるのであります。もしもそういうことがあれば、これは私どもとしてもとうてい放置することができない問題であると考えております。

○小林委員 その点は私のほうからも強くお願ひしておきたいと思うのであります。
○鈴木(信)政府委員 人権侵犯の事実ありとして提訴した結果、会社におきまして本人に対しても利益な差別待遇をするというふうなことがもしかりますけれども、これがまた別個に問題になるのであります。もしもそういうことがあれば、これは私どもとしてもとうてい放置することができない問題であると考えております。

○小林委員 まだ問題が幾つも残つておるようでございますけれども、先ほどから申し上げておりますように、会社が一休こういう副作用の危険性を承知しておきながら社員に飲ましたかどうかといふことは、まだきょうの討論の中に明らかになつておきません。また、いまのキセナラミンは人体に副作用がある、肝炎を起こすということをあらゆる学界の専門家がそれを機関誌に半年前から発表をいたしておるにかかわらず、一企業が利益追求のために自分に都合いい——

たということに対しても、厚生省としてはその実験を見た結果、現法規のもとにおいては事故が起るまでは何ら措置することができない、野放しにしておくわけではないが、というように先ほどから薬理学弁にもありましたけれども、こんなこと

圧力を受けて治療費ももあえなくなるし、われわれが治療に通院することも困難になつてくるだろ、会社はしつべ返しをして治療費もくれなくなつて、通院もさせなくなるだろう、こういう危険があるから、あなた、なるべくやめなさいと仲間の私は思う。私は強く要望いたしまして、私のほうではあなたの方のやり方をひとつ見せてもらいますから、早急に措置してもらいたい。
それから次に、私は人権擁護局長に申し上げますが、この際は、こういうことで提訴いたしましたこの中村晴子さん、御承知のとおり、これはどこの薬科大学を出て、薬剤師の身分をとつて会社につとめられた。いま二十四歳ですけれども、この問題を人権擁護局に申し出たことに対して本人は非常に悩んでいるのです。これを申し出したことによつて、彼女はあるいは職場を左遷されるんじゃないいか、会社に冷遇されるんじゃないいか、あるいはともすれば個別の措置を迫られるんではないか、ということを非常に心配いたしておるのであります。されども、こういう問題をあなたに申し立てました者の身分という関係を、あなたが一体どういうふうに擁護してくださるのか、擁護してくださる意思があるのかないのか、これを伺つておきたいと思うのであります。

○鈴木(信)政府委員 まだ問題が幾つも残つておるようでございますけれども、先ほどから申し上げておりますように、会社が一休こういう副作用の危険性を承知しておきながら社員に飲ましたかどうかといふことは、まだきょうの討論の中に明らかになつておきません。また、いまのキセナラミンは人体に副作用がある、肝炎を起こすということをあらゆる学界の専門家がそれを機関誌に半年前から発表をいたしておるにかかわらず、一企業が利益追求のために自分に都合いい——

たときにも、その本人中村晴子さんだけではなくて、同じよう病院へ入院加療している仲間の諸君が、全部といっていいくらい、ほとんどの人がやめなさい、これ以上事件を大きくしたら会社の

屋といふものは、やはり利益を追求するため、お医者さんにも誘惑の魔の手を出し過ぎるのであります。しかし、医者は教養もあり、良識もあるから、このような薬屋の誘惑には負けないと私は信じておりますけれども、非常に誘惑を出す。そういうところに問題発生の原因があるのです。私は、時間がありませんから簡略にしますけれども、今度も十七人の人たちがみな入院をいたしておりますが、その入院をいたしました病院も全部見ております。やはりそういう病院、伝研の付属病院だとか、日大の付属、中野組合病院も慶應病院も入っておりますけれども、こういう病院の先生方との間でございません。また研究を依頼した機関にころに会社からみんなつけ届けがしてある。それはわざかんなものといえばわざかんなものだし、またそれは感謝の意味で、決して贈収賄に該当するものではありません。また研究を依頼した機関にも、それぞれ金がないつております。それも買収供応だと、先生の良心を眠らせるよな、何百万円とか何千万円という金ではございません。やはり自分たちのかわいい社員を治療してもらつた、手当をしてもらつた御礼の形でございます。という程度のものだらうけれども、そういう会社のつけ届けが、だんだん密着していくのですよ。密着していく一つの危険がある。人間といふものは動物ですから、ものをもらつておこる者はない、もの食わしてもらつておこる者はない、金をもらつておこる者はない。こういう人間の弱点を、いまの薬屋あたりの資本家たちは、片っ方は厚生省のお役人のほうに対し——お役人は、私はわいをもらつたとは言わない、特に熊崎さんといふ方は、石の地蔵さんみたいにかたい男ですからいいが、そういう人たちは退職後の就職の道を薬屋を開いてやつたり、片方、依頼するお医者さんにも、くまなく行き届いた礼をしてくれる。ということになつてくると、なかなかこの真相といふものはどちらがたいなといふ感をわれ

われをして深うせしめるのです。だから私は、こういう点が、人命に関する薬の問題だし、この実験問題なんかも、こういう悪い形は断ち切るといふところまで、薬事法の改正か厚生行政の改正か、抜本的な形でいかなければ、私は問題の解決にならないと思うのです。それをどうですか、あなたがまだおやりにならないで、いまのようになっておきたたびに会社を呼んで、厳重な注意をするといふ形でいいとお考へになつてゐるのかどうか、副大臣にお尋ねしていきます。

○德永政府委員 こういう事件が現実に起きておられるのでござりますから、決して私はこういう形がいいとは考へおりません。今後は十分検討して、そういうよなことは絶滅を期さなければいけぬと思っております。

○小林委員 もう時間も過ぎましたからやめますけれども、繰り返して言いますが、いままでは、三十八年の十月からやみに葬られてきたじゃないですか。これは当時から、こんなに大きく新聞に出ている。五段抜きで出ているが、どうもあなた方はそれをやみに葬ってきたじゃないか。たまたま一社員が、二十四歳の中村晴子さんという人が、はたに責められて、——それもいやだ、こんなことを申し立てれば職場も失うし、将来も影響あるからいだと言つけれども、はたに気がついた人があつて、これは将来にわたる、国民全般に關する問題だから、あなたが犠牲になつて申し立ててくれといふので、ようやく一年半もたつてこの問題が表面化してきた。永山の一角と言つたらお氣に召さぬかもしれないが、こういう勇気のある人がいなければ、みんなやみに葬られていくのです。私はそれを言つたのです。これは人権擁護局つでも守られているといふ形を、あなた方は人権擁護局としてつくつておかなけばいけません。

○熊崎政府委員 いろいろ御注意を受けまして、私どもとしましては、従来の薬務行政につきまして、各方面よりいろいろと御批判をいたしておられます。これはやみに葬ってきたじゃないですか。これは定年退職後、行くところがないから、薬屋に役に行つた厚生省の役人が何十人、何百人いるのですから——もつとも薬剤の技官なんていうものもなければ薬務局の課長や何かの監督権や、薬屋に対する新規監視を許可、認可をするといふようない行政は、別個に離してしまつていうふうなことをしなければ、いかに局長がうまいことを言つても、そういう人事的な、今まで薬屋の重役を行つた厚生省の役人が何十人、何百人いるのは、定年退職後、行くところがないから、薬屋に行く。それはまあ、やむを得ないが、しかし、この因縁を断ち切らぬ以上は、この弊害は絶対に直らぬと言つておる。これは不正があると言つておるのじゃないのです。これを断ち切るか、さもなければその薬屋等の監視、監督を根本的に変えなければならぬというふうなことを言つておる。それからいま一つは、製薬会社も利益追求のほかに、公に奉仕するという考え方でやつておる製薬会社もあると、薬務局長、薬屋の代弁をするようなことを言つたけれども、そんなことがあるかないか、ここに薬屋の代表を十人でも二十人でも来てもらつてやるうじやないですか。これはうちの委員長にもお願ひしておきますけれども、薬屋を参考人に呼んで薬屋の実績やその他、この原因がどこにあるか、薬屋の側からもこれを聞くようにしたい。委員長、委員長をわざわしましたけれども、ともかく人命に関する重大問題でございますので、きょうは主として官側の意見を聞きました

もあらうと思ひますので、今度は業屋の代表を多数呼んで、民間側の意見を聞くよう特別のお計らいを賜りますよう切に懇願をいたしまして、私の質問を終わることにいたします。

○松澤委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明二十六日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後五時一分散会

昭和四十年三月三十一日印刷

昭和四十年四月一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局